

設立 明治三十一年二月二十八日

沿革 本校は明治三十一年二月米國宣教師故ホール大察里百六十三番地に一私塾を設立し數人の女子盲人を教育したるに創る其の後明治四十四年六月九日現在の場所に校舎を新築し女子盲啞部を置き以て今日に至れり。

組織 米國人惠仁秀の管理に屬し男教員一名女教員二名教授を擔任せり。

維持 事業經營上の經費は設立者の出資朝鮮各派教會の補助及有志篤志家の寄附金を以て維持經營す大正十五年度豫算五千六百八十圓。

事業 盲啞者に對し技術的教育を施し自活の途を得しむるを以て目的とし各生徒の學費は學校の負擔とし食費として生徒一人に付一箇月四圓を其の父兄より徵收するも負擔力なき者に對しては之を免除せり。  
現在收容生徒數十七名あり。

### ◎朝鮮盲啞協會

所在地 京城府天然洞九十八番地濟生院盲啞部内

設立 大正十年三月

沿革 朝鮮に於ける盲啞者の智識の發達普及を計り併せて社會的地位の向上を圖る目的を以て設立したるものなり。

組織 會員組織

正會員内地人	盲四十五名	朝鮮人	盲百二十八名
	啞 八名	啞	十九名
贊助會員同	四十一名	同	七名

維持 會員の醜金及一般篤志家の寄附金官廳の補助金を以て維持す。

事業 本會の事業左の如し。  
一 箇年に於ける收支決算一千圓なり(大正十一年度決算)。

- 一 盲啞者並一般篤志家の懇親及智識の交換を圖ること
- 二 盲啞者に關する各般の調査研究
- 三 盲啞者に關する各種社會的施設の促進誘導を爲し又は自ら施設經營を爲すこと
- 四 會報を發行し講習會及講演會を開催又は貸與文庫を設立し會員に貸與す
- 五 本會の目的を達する爲特に必要なる事項

## 第六章 施藥救療事業



## ◎朝鮮總督府醫院

所在地 京城府蓮建洞

設立 明治三十二年四月二十二日

沿革

本院は明治三十二年(光武三年)四月二十四日舊韓國勅令第十四號を以て病院官制の發布に起原し院名を廣濟院とし内部の直轄に屬し庶民の救療を主とし設立せられ傍ら賣藥業の取締藥料検査種痘獸畜の病毒検査をなしたり其の後明治三十三年(光武四年)六月三十日勅令第二十四號を以て定員改正を行ひ種痘の事務を施行せらるゝこととなり同時に漢城種痘司官制發布せられ其の所屬となり明治三十六年(光武七年)三月二十四日勅令第六號を以て官制改正あり以上業務の外各處病所及監獄署に分番視務することとなり明治三十八年(光武九年)二月二十六日官制改正に依り廣濟院當初の事業を施行することとなり明治四十年(光武十一年)三月十日勅令第九號を以て大韓病院官制發布と同時に廣濟院は廢せられ議政府に直隸し現在位置に院舎の新築に着手す院長は内部大臣之を兼攝せり而して其の事業は治療、教育、衛生の三部に分たれ治療部にては疾病救療貧民施療の事を教育部にては醫師藥劑師產婆看護婦の養成教科書の編纂を衛生部は地方衛生行政のことを掌り尙韓國赤十字社の囑託を受け其の業務

を掌ることとなり此の教育部こそ醫學講習所の濫觴なりとす。

其の後明治四十年(隆熙元年)十二月二十七日勅令第七十三號を以て官制改正せられ新築落成し院長に陸軍々醫總監醫學博士佐藤進初めて任命せられ病院の基礎確定すると同時に日新醫術の應用に一新區劃をなす明治四十二年(隆熙三年)院長佐藤進辭任陸軍軍醫醫學博士菊池常三郎院長に就任院務益擴張せらる其の後明治四十三年八月二十九日日韓併合の結果同年九月勅令第三百六十八號を以て醫院官制發布せられ附屬として醫學講習所を置き治療事務の外朝鮮人醫師看護婦助産婦を養成することとなり大韓醫院の全部を繼承して總督府醫院と改稱せり。

明治四十三年訓令第十六號を以て醫院事務分掌規程定められ同四十四年二月府令第十九號を以て朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則を定めらる同年十月一日醫院長以下各職員の任命あり陸軍軍醫監藤田嗣章院長たり同年十一月西側第四號第五號病棟新築落成同年同月皮膚科を新設す同四十四年三月齒科を新設す同年十月舊永禧殿及附屬建物を交付せられ圖書室及標本室に充當す大正元年十一月東側第五號病棟新成す大正二年四月濟生院官制改正の結果精神科科當院に移り其の新築病棟二棟及附屬の土地建物の引繼を受け之を東八病棟とす前精神科の移轉に依り内、外、眼、産婦人、小兒、耳鼻咽喉、皮膚泌尿、精神病及齒科の分課完成せ



り。  
 大正三年七月二十四日院長陸軍軍醫監藤田嗣章辭任の爲陸軍軍醫總監醫學博士芳賀榮次郎就任せり大正五年四月勅令第百十九號に依り官制改正の結果傳染病及地方病研究科を新設せらる同改正に依り附屬醫學講習所を廢せられ同所に於て分掌しありたる事項中醫師の養成は京城醫學專門學校の所管となり助産婦及看護婦の養成に關する事項は當院醫育課に於て分掌すること、なれり大正五年四月一日院長陸軍軍醫總監醫學博士芳賀榮次郎京城醫學專門學校長を兼任す大正六年五月外科の分科として整形外科を設く大正九年九月三日内科を第一第二に分科せり大正九年十月十四日院長辭任に付醫學博士志賀潔就任せり大正九年十一月五日醫育科を看護婦及助産婦養成所と改稱す同十年五月増築中の東二、東六病室落成同十三年二月施療、外來診察所の改修及施療病室、外來診察所新築落成に伴ひ普通患者及施療患者共に入院、外來患者との診察所を區分せり。

組織

維持

事業

總督府の直轄に屬す。  
 醫院收入、恩賜金利子及政府の支出金を以て維持す。  
 本院は朝鮮に於ける醫療機關の中樞にして京城府の北部に在り土地高燥にして面積五萬五千六百四十二坪建坪六千二百二十七坪を有し診療に關する各般の設備略完備し入院患者約四百

五十名を收容することを得本院に於ける業務は第一第二内科、外科、眼科、産科、婦人科、小兒科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神病科、齒科の専門的分科に於て診療に従事する傍ら傳染病及地方病研究科を置き朝鮮に於ける同病の調査研究に従事す又同院には看護婦助産婦の養成所を附屬し多數助産婦及看護婦の養成を行ふ又藥劑課ありて患者に要する調劑製藥並藥物試験を行ひ庶務課にありては庶務會計の事務を掌理す而して之が職員は院長一、醫官一七、醫員二四、技師一、助手一、事務官一、教官一、藥劑官一、藥劑手五、書記五、看護婦長一他に雇員看護婦傭人等在りて夫々業務に従事す。

從來本院は道慈惠醫院と同じく慈惠を施すを目的となせしも近來民衆の經濟狀態昂上し従前の如く無制限に施療を行ふは徒らに依頼心を助長し一面又院務の膨脹に伴ひ所要の經費大いに増加したるを以て大正五年以來施療を行ふは貧困者のみとし一般患者に對しては低廉の料金を徴收すること、なせり。

大正十五年 昭 和 元 年 度 取 扱 患 者 數

區 分	普 通 患 者		施 療 患 者		計	
	患 者 數	治 療 日 數	患 者 數	治 療 日 數	患 者 數	治 療 日 數
入 院 患 者	2,008	26,081	260	8,458	2,268	104,269



外來患者	一三、九〇一	三五、六三三	六九、五四七	一七一、四七三	一九三、四四八	五三、〇九五
計	一三、九〇七	四七、六八三	六九、八七	一八〇、〇三三	一九七、七三四	六二、七〇四

大正十五年度收支豫算  
收入の部

區別	豫算額	備考
雜收入	五六三、七三四・〇〇〇	

支出の部

區別	豫算額	備考
俸給	一六六、一四六・〇〇〇	
病院費	五〇五、四一七・〇〇〇	
精神病者治療費	七、五〇〇・〇〇〇	
合計	六七九、〇六三・〇〇〇	

◎道慈惠醫院及道立醫院

院名	所在地	設立年月日
道立水原醫院	京畿道水原郡水原面	明治四十三年九月
道立開城醫院	京畿道開城郡松都面	大正十四年四月一日
道立清州醫院	忠清北道清州郡清州面	明治四十二年十二月
道立公州醫院	忠清南道公州郡公州面	明治四十三年九月
道立群山醫院	全羅北道群山市	大正十一年二月
道立全州醫院	全羅北道全州郡全州面	明治四十二年十二月
道立南原醫院	全羅北道南原郡南原面	大正十一年二月
道立光州醫院	全羅南道光州郡光州面	明治四十三年九月
道立順天醫院	全羅南道順天郡順天面	大正十一年二月
道立濟州醫院	全羅南道濟州島濟州面	大正元年十月
小島島慈惠醫院	全羅南道高興郡小島島	大正五年二月
道立大邱醫院	慶尙北道大邱府	明治四十三年九月
道立安東醫院	慶尙北道安東郡安東面	大正元年十月
道立金泉醫院	慶尙北道金泉郡金泉面	大正十二年一月
道立晉州醫院	慶尙南道晉州郡晉州面	明治四十三年九月
道立馬山醫院	慶尙南道馬山府	大正十一年九月
道立海州醫院	黃海道海州郡海州面	明治四十三年九月
道立平壤醫院	平安南道平壤府	明治四十三年九月



道立平壤醫院嶺南浦分院	平安南道嶺南浦府	大正十五年八月
道立義州醫院	平安北道義州郡義州面	明治四十三年九月
道立義州醫院新義州出張所	平安北道新義州府	大正十五年十二月
道立楚山醫院	平安北道楚山郡楚山面	大正元年十月
道立江界醫院	平安北道江界郡江界面	大正十一年十二月
道立春川醫院	江原道春川郡春川面	明治四十三年九月
道立江陵醫院	江原道江陵郡江陵面	大正元年八月
道立咸興醫院	咸鏡南道咸興郡咸興面	明治四十三年一月
道立惠山鎮醫院	咸鏡南道甲山郡惠惠面	大正十二年十一月
道立羅南醫院	咸鏡北道鏡城郡羅南面	明治四十三年九月鏡城に開院し大正九年十二月羅南に移轉し今日に至る
道立城津醫院	咸鏡北道城津郡城津面	大正十二年八月
道立會寧醫院	咸鏡北道會寧郡會寧面	大正元年八月
道立間島醫院	支那間島	大正五年四月

道慈惠醫院は小鹿島を除く外大正十四年四月其經營を道地方費に移管し道立醫院と改稱し地方に於ける醫療機關の中樞にして道廳所在地其他地方に於ける樞要なる地に設置し其の敷坪を算し入院患者約一千七百名を收容することを得道立醫院に於ける診療業務の分科は各院等しからずと雖も大略總督府醫院に準じ一般醫療の外施療巡廻診療に従事し尙助産婦看護婦

組 織 小 鹿 島 慈 惠 醫 院 は 官 立 其 の 他 は 道 立 に して 道 知 事 の 監 督 に 屬 す。  
 維 持 官 立 を 除 く 外 道 立 醫 院 は 醫 院 に 於 け る 事 業 收 入 恩 賜 金 利 子 及 政 府 の 補 助 金 を 以 て 維 持 す。  
 事 業 大 正 十 四 年 官 立 及 道 立 醫 院 普 通 施 療 別 患 者 表

院 名	普 通		施 療	
	入 院 人 員	延 人 員	入 院 人 員	延 人 員
總督府醫院	六、八三七	三、五八〇	八、七五五	六、六五五
開城醫院	九、八四〇	六、八六〇	二、三三	一、四二六
水原	三、六四七	二、四、七九七	九、九一	六、五五七
清州	三、九四五	一、八、七四〇	八、九一	五、四八二
公州	二、五五五	一、四、六二二	五、五九	九、五五七
群山	一〇、〇〇五	三、一、六四二	八、五二	六、三六二
全州	七、二七五	一、四、五五八	七、五	七、〇八〇
南原	九、五五七	五、〇六七	三、三二	一、五、二五
光州	八、七五七	一、四、五五〇	一、〇〇〇	八、三三九
順天	二、二二	七、八九九	四、五	二、二、六〇
濟州	二、六二六	九、九四〇	四、五五	八、七四
小鹿島	七二	一、四〇三	七、〇六六	八、一〇



大邱	一九七三	五、一六	六六、三三	七、八九九	一〇五、九四五	四、三九	六、六八六	一四、五七三	一一、〇〇五	一八、八九二	八二、九四	二四、八三六
安東	二、二二三	一一、六九	一九、五七六	一三、八二	二、六九八	九〇三	五、七九三	二、六六二	六、六九五	三、五九四	三〇、四六	三五、二六二
金泉	二、一八六	九、三〇〇	一七、五九五	一一、四八六	一九、九二	二一九	一一	一一九	三三	一一、七七	二〇、〇一九	二〇、〇一九
晉州	八、六五四	三〇、八七	五二、三〇九	二九、五二	五、八六三	一一三	五、〇九六	一〇、九三六	六、二二七	二二、〇五七	五五、七七八	七、九三〇
馬山	三、一三〇	一〇、四五	一九、六二七	一三、五四五	三、七四七	一八二	三、八四三	六、一八五	四、〇〇四	六、三六六	一七、五九九	二九、一三
海州	四、〇九九	一八、六五	三五、六三五	三三、七五三	三九、七四	九五五	五、三三三	二二、四六九	六、二九九	一三、四三四	二九、〇五〇	六三、一五八
平壤	二六、七三	八九、三五	一五、五五八	一六、〇三	一九、三三〇	四、一四	一四、六七	二八、〇九八	一八、九〇二	三三、三三	一四、九三三	三二、五四二
義州	五、二四九	一三、三五二	三二、六〇	一八、六〇〇	三六、八三	五八九	五、六五七	一〇、九八〇	六、二四六	一一、五六九	二四、八四六	四八、四〇〇
楚山	四、〇三	一〇、一八一	二二、六〇	一四、二二三	二五、六三三	三八	七、一九三	一四、八七九	七、五三〇	七、五三〇	二、七三三	四〇、八九
江界	五、九九五	六、四九九	一〇、六八	一一、四九四	一六、六三	六八	三、四七	六、八三	四、二四〇	七、五八	一六、七三四	二四、一九四
春川	二、〇四二	一一、三八四	三三、三九	一三、四三六	二五、四三二	一、一四七	四、六三	一三、〇四	五、七七〇	一四、三三	一九、一九六	三九、六三
江陵	二、九〇九	一三、五三三	二六、二四	一六、四五	二九、二三	二二七	七、三三	一三、三三二	七、三五八	一三、四九九	三三、八〇九	四三、六三
咸興	一一、四八八	三三、〇七一	四八、七二	四四、五五九	五九、九九	一、九四六	一〇、三三三	一六、四三九	二、二八八	一八、三三五	五、八四七	七、三三四
惠山鎮	一、七八五	四、九五四	六、九四四	六、七九	八、七九	九六	五、七三	六、七三	六、六二	七、六六	一三、三五七	一六、三九七
羅南	五、五〇	一六、八九四	三二、七五九	二二、四二四	三七、二八九	五八一	三、九〇七	七、二五	四、四八八	七、八三三	二六、九二	四三、一一
城津	一、一二三	五、三二	九、七四三	六、四二四	一〇、八五六	—	四、三九三	九、六二七	四、三九三	九、六二七	一〇、八二六	二〇、四八三
會寧	二、一三九	一一、八五五	一九、五五二	一三、九九四	二二、六九〇	八八一	六、八九四	一三、八三三	七、七五	一四、七三三	二二、七六九	三六、四〇三
間島	二、六六三	一一、二五	一八、五二七	一三、七六六	二二、一八〇	九七	四、一六五	六、八七四	四、二六二	六、九七二	一八、〇五八	二八、一五二
合計	二五、三三七	六三、九六六	一、四九七〇	八七五、三三三	一、〇一〇、九〇	一〇七、五九四	三六、六五五	四八〇、三三四	三三、二四九	五七、八八二	二、〇九六〇	三〇、八八

### ◎官立及道立醫院の貧民施療

官立及道立醫院開設以來大正十四年末迄の貧民施療数は六百二十五萬六千六百九十三人にし  
て其の延人員一千七百五十三萬一千二百五十七人を算し其の内入院百六十二萬七十四人外來  
四百六十二萬九千六百五十三人外來延人員一千五百九十萬四千二百七十七人の多數に及べり。  
窮民患者の救療は總督府醫院及各道立醫院に於て之を行ふ外大正三年二月恩賜財團濟生會よ  
り配當を受けたる七萬圓を基金として之より生ずる収入を道立醫院に配付し同院に於ける一  
般施療患者と共に救療を行ひ居れり。

### ◎公 醫

大正二年十一月公醫規則を發布し同三年四月全道に百三十七名の公醫を配置し醫療機關の缺  
陥を補ふの一法とせり公醫は公務に服すると同時に一面に於て開業の自由を與へ特に僻陬の  
地にして人は比較的多く而も醫療機關絶無の地に配置せり然れども全道に對する配置數とし  
て甚だ寡少なるを以て其の後數次の増員を行ひ現在に於ける配置員數は二百九十六名なり。



◎道地方費の救療事業

京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黄海道	平安南道	平安北道
醫療の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す 公醫又は醫師なき地方に道地方費を以て醫師一名を設置す、巡回醫をして巡回診察に依り僻陋地に於ける貧困者に對し救療を爲さしめ尙道立醫院をして道地方費に依り貧困者の施療を爲さしめつゝあり 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す 貧困者の爲道地方費は診療券を發行し該券に依り公私立病院醫師に就て診療を受けしめ 地方費は右診療所提示の診療券一枚に付金二十錢宛を診療所に交附す 大正十五年度中の診療券發行高二萬六千枚なり 地方に於ける公醫及開業醫に委嘱し其居所に於て或は定められたる區域を巡回し巡回診療を爲さしめ貧民に對しては所要費を地方費恩賜金利子より支出して施療を爲さしむ 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給し且つ貧民死亡者の遺族を救恤す 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す 醫療資に乏しき貧民患者のため道地方費は治療券を發行し公醫及醫師に就て診療を受けしめ治療せしむることせり治療券一枚に付金二十錢宛とす 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す 療養の資なき貧民に一定の豫算を以て警察署に於て救療券を發行せしめ公醫、囑託醫、道立醫院をして施療し又は等の者をして無料巡回診療をなさしむ	江原道 公醫二十四人に手當及實費を給して一定数の貧民に施療を爲さしむ 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す	咸鏡南道 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す	咸鏡北道 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す					

◎日本赤十字社朝鮮本部

所在地 京城府南山町三丁目三十三番地

設立 明治三十八年一月

沿革 本社は明治三十一年京城に韓國特別委員部を創設す明治三十八年一月其の組織を改め韓國委員本部を置き委員部を領事館所在地に設け同年三月三十一日現在を以て本社より事務引繼を了し同年五月十八日韓國委員部規程を制定す明治三十九年三月五日規程の一部を改正し委員本部を統監府所在地に委員支部を理事廳所在地に置く。

明治四十二年七月二十三日韓國赤十字社官制及規則廢止の勅令公布せられ韓國に於ける赤十字業務の一切を日本赤十字社に合同經營することとなる。

明治四十三年九月二十九日日韓併合と共に韓國委員本部を朝鮮本部と改稱す。

同年十二月十日朝鮮本部規則を制定し朝鮮本部を朝鮮總督府所在地に支部を道廳所在地に委員部を支部所轄區域内便宜の地に置く。



大正十二年四月二十五日本部規則の一部を改正し従來の委員部單位を分區(面)單位に進め本部管掌事項を補足し内地支部同様となす。

大正十二年十二月京城府竹添町一丁目九十番地に朝鮮本部常設診療所を開設し大正十五年三月一日之を朝鮮本部病院に改む。

社団法人にして總長一名、副總長若干名を置き上奏に依り其の任に就き一切の部務を總管し各道支部に支部長(上奏に依り其の任に就くこと、なれり)各府郡島委員部に委員長其の他各必要の職員を配置し社務を取扱へるが大正十五年昭和元年度末現在所管社員左の如し。

名譽社員	佩有功章特別社員			特別社員			正社員			合計
	内地人	朝鮮人	外國人	内地人	朝鮮人	外國人	内地人	朝鮮人	外國人	
四	六	三	一	八	九	三	二	九	四	七
										七、〇〇元

本部現在の資産は金四十九萬六千八百六十圓六十六錢内資金十六萬九千二百十二圓三十錢を有し之より生ずる利子及社員の年釀金、篤志家の寄附金等の収入を以て資金を造成すると共に其の經費に充つ。

本社は國際條約の主義に據り列國赤十字社の協約に従ひ戰時は軍隊の傷病者を救護し、平時は災害其の他公衆の衛生、疾病の豫防、健康の増進、苦難の輕減に關する事業を行ふを主旨

事業

とせるが本部施設事業左の如し。

- (一) 朝鮮本部病院 本部は本社博愛慈惠の主旨に則り大正十二年十二月本部常設診療所を開設し貧困患者の救護其の他一般患者の治療を行へるが爾來之を擴張し大正十五年三月一日朝鮮本部病院に改め内科、小兒科、外科、産科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、齒科、藥劑科、レントゲン室等の専門的分科に依り診療に従事す職員は院長一、醫長二、醫員一一、調劑員一、調劑助手五、看護婦長一、看護婦三六、事務長一、事務取扱一、書記一、技手一、其の他雇員若干名とす。

本院は診察を無料とし病室には等級を設けず食料を均一にして室の收容員數に依り料金を定め療病入費の低減を期せり。

大正十五年 昭和元年 日本赤十字社朝鮮本部病院取扱患者表

區分	施療患者		普通患者		合計	
	患者數	治療延數	患者數	治療延數	患者數	治療延數
入院患者	三〇	四六二	一、一〇元	三二、六九七	一、一三九	三三、一八五
外來患者	一一、〇三五	三三、九七五	一一三、七〇五	二二八、九九七	一二四、七四〇	二四一、九五〇
計	一一、〇六五	三三、四四四	一一四、九一四	二四〇、六九四	一二五、八七九	二六四、一〇八



- (二) 看護婦養成 大正六年以來朝鮮總督府醫院等に委託し看護婦を養成し卒業者七十六名を出し之が經費總額三萬五千七百四十八圓を支出したり。
- (三) 救護看護婦養成 大正十五年本部病院の設置と共に看護婦の委託養成を中止し同院内に其の使命の一たる救護看護婦養成所を設け之が養成を開始し同年九月救護看護婦補習生十四名の卒業者を出し直に本社救護員任用規則に據り之を任命せり實に朝鮮に於ける救護看護婦の嚆矢なりとす因に現在教養中の生徒は合計三十二名にして一人月額二十圓宛の學資を給し寄宿舎に收容す。
- (四) 救護材料整備 本部所管救護班は二箇班にして之に充當する救護看護婦の養成計畫の進捗と相待ち救護材料の整備に着手し年次計畫に據り之を完成し戰時陸海軍の衛生勤務は勿論平時救護上遺憾なきを期す。
- (五) 結核患者施療 本社萬國赤十字會議の主旨に依り結核患者診療に關し大正三年六月之が規程を制定し朝鮮總督府醫院及道慈惠醫院に委託し治療券に依り診療し來れるが大正十二年五月規程の一部を改正し支部委託診療所に於て患者の治療に努め居れり昭和元年度末迄に於ける取扱患者實員六百十人延一萬六千六百四十五人經費三千四百餘圓を支出したり。
- (六) 地方巡回診療 地方支部事業援助として醫療機關の設備乏しき交通僻遠地の傷病者救助

- の目的を以て大正十五年平安北道管内五箇所平安南道管内四箇所に巡回診療班(醫員一、看護婦一、事務員一)を派遣し診療に従事したるが診療日數十七日取扱患者實員一千九百十五人延人員四千二百十二人經費一千四百餘圓を支出したり。
- (七) 少年赤十字 大正十五年七月朝鮮總督府學務當局の賛同を得て京城府内官公立小學校及普通學校三十校の學童(第五年以上)に對し赤十字主義に基き公德尊重の精神人類相愛の思想を涵養し且つ兒童の健康を増進する目的を以て少年赤十字三十箇團を組織し團長には當該學校長を委囑し爾來着々として其の事業を實施せり團員數合計七千八百六十二人(男五、三七九、女二、四八三)にして各團に團旗、團員徽章、急救箱、少年赤十字衛生ポスター等を交付したり。

#### (八) 災害救護

- 一、國際救護 大正十一年十月浦鹽政變に因り同地を遁れ難を朝鮮元山に避けたる露國民九千六十五名に對し本部は赤十字聯盟の趣旨に遵ひ傷病者の慰問、救護、食糧の給與等臨機の處置を執り人類相愛の誠を致し同年十月二十四日臨時救護所を開設し同十二年七月三十日之を閉鎖せり救護日數二百七十九日取扱患者實員一千百七人延六萬二千二百二十三人救護従事員醫師以下四十五人經費五萬二千餘圓を支出したり。



尙避難者の窮狀に同情し之が救済の爲弘く天下に懇へ慰問金品の募集をなしたるが其の金額合計七萬一千餘圓外の眞綿九百十五貫慰問袋三千餘點に達し物品は直に之を配給し金銭は避難民元山退去の都度被服旅費等の調辨に充てしむる爲之を贈與したり。

二、關東震災救護 大正十二年九月關東震災に際し臨時救護班を編成し九月四日出發同日東京日暮里着本社の命を受け青山其の他に收容中の朝鮮人傷病者を救助することとなり九月八日診療を開始し十一月十五日之を閉鎖す救護日數六十九日取扱患者實數一千八十人延三千四百三十二人救護従事員十八人經費七千九百五十圓を支出したり。

尙罹災者救恤の爲全鮮社員有志の同情に懇へ金九萬七千六百十圓を取纏めたるが此内金六萬二千八百十八圓を朝鮮總督府を経て東京震災救護事務局宛に金三萬三千五百六十八圓及衛生材料(一千二百二十二圓)等を本社宛に各寄贈したる外罹災學童の窮境を救済する爲め全鮮小學兒童より學用品三萬二千二百六十九點を取纏め本社宛寄贈したり。

三、騷擾及水害罹災傷病者救護 大正八年朝鮮各地騷擾遭難者及大正十一年以降各地水害罹災傷病者救護の爲救護員を派遣したること四回に及べるが救護日數百三十日取扱患者實員三千百四十八人延八千百四十四人救護従事員九十六人經費四千二百七十一圓を支出せり。

四、式典、集會、公衆の群衆救護 本部創立以來昭和元年度迄二十箇年圖式典、集會及公衆の郡集に際し臨時救護所を設け取扱たる件數百十二件日數三百七十五日取扱患者實員六千二人延六千二十八人救護従事員五百六十八人、經費一萬六十餘圓を支出したり。

### ◎京城佛教慈濟會

所在地 京城府元町一丁目十二番地

設立 大正六年四月二十日

沿革 京城佛教慈濟會は今より約十六、七年前東本願寺が京城別院の境内に設けたる行旅病人の收容救護を爲したるに創る其の後年月を経過するに従ひ收容者數漸次増加するに及び大正六年四月經營の主體を變更して京城各派佛教徒の聯合より成る京城佛教慈濟會に移し尙ほ大正十年七月事業を擴張して行旅病人の收容の外更に一般救療を目的とする實費診療所及養老救助を開設し以て今日に至れり。

組織 本會は京城佛教各派の寺院聯合會の組織に係り役員は聯合會員中より理事十名以内を選び其の中より専務理事、常務理事二名を選び専務理事會を代表することゝせるが現在に於ける専



務理事は逸見通漢なり。

維持 會員の支出金、一般篤志者の寄附金、官廳の補助金及事業収入を以て維持經營す。

事業 一、行旅病人收容所 大正十五年内に於ける救助人員は三三〇人にして歳出總額八千三百三十六圓なり。

二、養老救助 大正十四年度に於ける救助人員十一名にして歳出總額三千百七十七圓なり。

三、實費診療所 大正十五年に於ける救助人員三千八百九十一人にして經費五千七百四十三圓なり。

### ◎賛化病院施療部

所在地 京城府明治町一丁目九番地

設立 明治四十一年十月五日

沿革 本院施療部は院長古城憲治個人の經營に係り明治四十一年十月五日現賛化病院一般醫療に附隨して開設したるものにして當時貧困者の多數が病氣に惱むも生活難のため治療を爲し得ずして悲惨の境遇に在るを深く同情し此等の貧困なる患者に無料施藥治療を爲し以て今日に至れり。

組織 院長古城憲治管理經營す。

維持 病院費より支辨す。

事業 施療人員

大正十五年 三十八名

### ◎セブランス病院施療部

所在地 京城府南大門通五丁目

設立 明治十七年十月

沿革 本院は明治十七年十月の設立に係り爾來一般診療に従事し來りしが下層貧民の患者に對し無料診療開始の必要を認め同院に施療部を附設し本院醫師各専門分科の診療を分擔し施療に従事しつゝあり。

組織 米國人エビソンの管理に屬す。

維持 事業収入設立者セブランスの支出金及基督教宣教會の寄附金を以て維持經營す。

事業 大正十五年度施療人員六百四十六人なり本院所屬醫師二十四名は一般患者の診療に従事すると共に貧民の施療に従事しつゝあり。



大正十五年度歳出總額一萬九千八百七十圓なり。

◎仁川府施療所

所在地 京畿道仁川府山手町二丁目十二番地

設立 大正五年九月一日

沿革 大正五年九月貧困者施療の目的を以て仁川病院内に施療所を設けて貧民患者の施療を開始し以て今日に及ぶ。

組織 仁川府尹の監督を受け病院長河崎貫一管理す。

維持 仁川府より年々千五百圓の補助を受け居るも經費の不足を生じたるときは病院費を以て補充す。

事業 主任醫及看護婦一名を置き隔日診療を爲し藥價及診察料を免除す。

大正十五年に於ける施療人員數左の如し。

大正十五年 三一五人

◎愛人病院

所在地 忠清北道鎮川郡鎮川面邑内里

設立 明治四十二年九月二十九日

沿革 布教の傍ら貧民施療の目的を以て設立し今日に及ぶ。

組織 英國人ビシヨヅブマークネピアートロップ氏の管理に屬す。

維持 聖公會の補助金及藥價を以て經費に充當するも不足あるときは寄附金を以て支辨す。

收支豫算額左の如し。

大正十五年 昭 和 元 年 度 收 入 四、七八八圓 支 出 三、七七二圓

事業 貧困の程度に依り醫療費を全免する者減價する者あり大正六年以降に於ける施療人員及經費左の如し。

區 別	年 度	施 療 人 員	經 費 年 額
	大正六年	三、六六五 人	二、一三三 圓
	大正七年	四、〇三〇 人	二、二二六 圓
	大正八年	五、四九四 人	二、九〇三 圓
	大正九年	四、六〇三 人	三、七九三 圓
	大正十年	五、三九九 人	三、四四二 圓
	大正十一年	五、五〇五 人	三、八一〇 圓
	大正十二年	三、八二五 人	三、四四一 圓
	大正十三年	四、七五三 人	四、五七九 圓
	大正十四年	四、七五〇 人	五、三七六 圓
	大正十五年	五、七七七 人	三、七七二 圓

◎蘇民醫院

所在地 忠清北道清州郡清州面塔洞町



設立 大正十一年十二月六日

沿革 窮民施療の目的を以て大正十一年十二月六日設立の處大正十四年七月中醫師尹鎮國職を辭し仁川に赴き後任醫師を得難きを以て大正十四年七月より同十五年三月十四日迄休院し同年三月十五日更に開院し爾來引續き經營し今日に及ぶ。

組織 美巡會之を管理し米國人醫師カステルエムエステル院長となり醫務を處理す。  
維持 貧民以外の者の治療料を以て補ひ不足の場合は美巡會に於て支辨す。  
收支豫算額左の如し。

事業 大正十三年以降に於ける施療人員及經費左の如し。  
大正十五年 度收入 二、二二八圓 支出 五六三圓  
昭和元年

區別年度	施療人員	經費年額
大正十三年	四八二人	六八四圓
大正十四年	二五〇人	三八九圓
大正十五年	四四〇人	五六三圓

### ◎群山耶蘇教病院

所在地 全羅北道群山府外龜巖里

設立 明治三十二年九月

沿革 本院は米國南長老派美巡會が教旨の宣傳を行ひ且窮民施療を目的として設立したるものなり。

組織 米國南長老派美巡會の經營管理に屬し米國人ゼー、ビーバタートン院長とし朝鮮人醫師、藥劑員、米國人看護婦各二人を置く。

維持 米國南長老教會より年々四千圓の補助を受け足らざる所は院收入を以て維持す。  
事業 貧困者施療の傍ら孤兒の養育をなす。

大正八年以降に於ける施療人員及所要經費左の如し。

區分年別	外來患者	入院患者	經費
大正八年	三、九五一人	一、四三三	五五、五〇圓
大正九年	四、二九六人	一、五九七	七五、一四圓
大正十年	四、三三二人	一、八〇六	五九、九四圓
大正十一年	四、〇六五人	一、六六八	六八、二六五圓
大正十二年	四、七七七人	一、二四二	六八、五五七圓

### ◎美國長老教濟衆院







事 業 金五千百五十三圓なり。  
 大邱府内傳染病患者は大邱慈惠醫院に收容せるもの及自宅治療に依れるものを除き總て本院に收容しつゝあり大正三年創立以來本院收容患者數左の如し。

年次	府内一般患者表				上記中同生病院收容患者			
	發生	全治	死亡	現	發生	全治	死亡	現
大正三年	二四	一〇七	一七	一	一	一	一	一
同四年	一六三	一四	一九	二	一	一	一	一
同五年	三〇〇	一四	三	二	一〇一	一	一	一
同六年	一五五	二八	三	五	元	一	一	一
同七年	一四七	三三	一七	七	二七	一	一	一
同八年	三四五	三三	一九	三	二	一	一	一
同九年	四〇〇	三〇	六	二	三九	一	一	一
同十年	三三	九五	二四	三	六	一	一	一
同十一年	三三	三二	九	八	一五	二	一	一
同十二年	一五四	二六	三〇	八	二五	三	一	一
同十三年	二四	九	二六	一	三〇	六	一	一
同十四年	二五	二〇〇	五四	一	九	七	一	一
同十五年	一五	一四三	二五	六	六	五	一	一

◎晋州培敦病院

所在地 慶尙南道晋州郡晋州面玉峰里  
 設立 大正二年十二月一日  
 沿革 本院は大正二年十二月中濠洲長老派基督教會が窮民治療を目的として設立したるものなり。  
 組織 個人經營にして英國人ウイリアム、テーラーの管理に屬す。  
 維持 教會補助、篤志者の寄附金及藥價の收入を以て維持す。  
 事業 現在醫師(英國人)二名の外看護婦二名助手四人を有し患者は主として朝鮮人貧困者にして藥價は實費診察は無料とす。  
 大正十五年中に於ける施療人員左の如し。

外來患者 男一、五六三人  
 女一、五九九人  
 入院患者 男 二一八人  
 女 二二六人  
 年末現在入院患者 四十人



### ◎海州救世病院

所在地 黄海道海州郡海州面東榮町

設立 明治四十三年十一月一日

沿革 米國北監理派教旨の宣傳を行ひ且つ施藥救療事業の一助として設立以來一般民衆に對し實費診療を爲し以て今日に至れり。

組織 米國北監理派の管理に屬し醫師二名、藥劑士一名、看護婦六名を置く院長は米國人ケー、ダブルユー、ハイデー(河義徳)なり。

維持 所屬教會の送金並一般患者の診療に依り得たる収入を以て維持す。

事業 大正十四年中に於て施療したる患者數二百五十名にして之に要したる經費一萬一千四百二十八圓なり。

### ◎載寧濟衆院

所在地 黄海道載寧郡載寧面菊花里

設立 明治四十四年五月六日

沿革 本院は米國北長老派美巡會が教旨の宣傳を行ひ且つ施療事業の一法として設立したるものなるが爾來一般患者の實費診療を行ひ貧困者に對しては無料診療をなし以て今日に及べり。

組織 米國北長老派美巡會の經營管理に屬し醫師調劑員各二名を置く。

現院長 米國人アール、ケー、スミス (沈宜道)

維持 所屬美巡會の補給金及一般患者の診療費を以て維持す大正十四年度所要歳出豫算一萬三千二百七十圓なり。

事業 大正十四年中に於ける施療患者延人員二千二百六十九名に及べり。

### ◎平壤聯合基督病院

所在地 平安南道平壤府大察里百六十三番地

設立 明治二十九年五月

沿革 本院は元耶蘇教會紀笏病院と稱し米國北監理教會宣教師フオールウエルの設立する所にして大正三年院舎を改築擴張し大正九年七月北長老教と合併し設立者フオールウエルは歸國せしを以て現院長アンダーソン(安道宣)繼續經營し來れるが大正十二年一月廣惠女病院と合併し平壤聯合基督病院と改稱せり。



組織 醫師ビツガーデ、ジョン、ヂンスモー管理し米國人醫師三人、朝鮮人醫師三人、藥劑師二人、米國人看護婦三人、朝鮮人看護婦四人を置き施療及一般の診療に従事す。

維持 經費は院收入及毎年米國北長老教會其他より約九千七百圓の補助を受け其の他は信徒の寄附金を以て之に充つ大正十五年度決算收入六萬三千三百四十五圓四十一錢支出六萬二千七百四十一圓三十錢。

事業 大正五年以降に於ける施療成績左の如し。

年 度	區 分	年 度		區 分		
		施療人員	經費年額		施療人員	經費年額
大正五年		五〇〇人	七〇〇圓	大正十一年	一、八二五人	三、二六七圓
大正六年		七〇三	一、〇五五	大正十二年	四、四六九	二、七三三
大正七年		八三三	一、五五三	大正十三年	四、四五〇	四、七六八
大正八年		一、〇〇〇	一、九五〇	大正十四年	五、一四〇	五、九九三
大正九年		一、三〇〇	二、四七〇	大正十五年	五、二八六	六、三七一
大正十年		一、五〇八	二、七二五			

◎平壤救活院

所在地 平安南道平壤府上需里二百十番地

設立 大正元年十一月二十日

沿革 米國人宣教師クロープの主唱に依り平壤府上需里に在る民屋を借受け貧困者に對し毎日々食を給して宿泊せしめたり然るに大正七年設立者クロープ他に轉去したるに依り宣教師文約翰及米國人フィリップ兩人にて引受け大正九年迄經營し來りしが其の後アンダーソン繼承して經營の任に當り看護婦を置き窮民患者を施療し以て今日に及べり。

維持 基督教會内の義捐金を以て支辨す大正十四年度豫算五百九十五圓。

事業 冬期間貧困老病者を收容し衣食を給し救護す大正十五年中に救助したる人員は三十四名なり。

◎順安安息教會附屬順安病院

所在地 平安南道平原郡順安面郡上里

設立 明治四十一年八月二十四日

沿革 本院は明治四十一年八月中米國人ラッセル(魯雪)が救療の目的を以て朝鮮家屋を買收して修繕を加へ診療に着手したるに創り越て大正二年に至り小規模の病院を建築したるが更に大正



十年現在の地に建坪五百坪の病院を増築し施療に従事しつゝあり。  
 組織 設立者ラツセルの經營管理に屬し醫員として朝鮮人醫師一名看護婦三名を置く。  
 維持 安息教會朝鮮本部の補助並病院收入及一般有志よりの寄附金を以て經費を支辨す一箇年の經費一萬千六百四十二圓。

事業 大正十五年度に於ける施療者は六千五百四名あり。

◎東洋合同鑛業會社附屬病院

所在地 平安北道雲山郡北鎮面橋洞

設立 明治三十二年五月

沿革 當初雲山郡東新面泥踏洞に設立し其の後明治三十六年現在の地に移轉したるものなり。

組織 東洋合同鑛業會社の附屬救濟機關にして外人院長の下に鮮人醫生若干名醫務に従事しつゝあり。

維持 所要經費は總て會社より支辨す、而して會社に關係あるものは無料を以て診料し關係なき者は診察料十錢藥價實費を徴しつゝあり。

大正十四年收支決算

事業 最近三箇年間に於ける無料診療者數左の如し。

年 度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	計
人 員	11,200	5,978	10,300	28,678

最近三箇年間に於ける毎年度別救療者數

年 度	男女別		入 院 者	外 來 者	計
	男	女			
大正十三年	5,293	5,877	33,432	4,832	37,733
大正十四年	5,624	860	29,674	2,504	35,298
大正十五年(六月末日迄)	3,750	1,260	10,187	1,776	13,973
計	17,373	8,000	81,006	11,112	98,791

備考 一、本表の人員は延人員とす。

一、救療者は無料及實費診療者を合したるものとす。



開院以來救済人員數

男 七 女 二六

現在收容人員數

男 二 女 九

◎私立宣川美東病院

所在地 宣川郡宣川面川北洞

設立 明治三十四年十一月二十五日

沿革 本院は宣教の目的の下に明治三十四年十一月米國北長老派傳道局に於て設立したるものにして創立當時の院長には謝樂秀(米人)之に任せられ當初は鮮式瓦葺十餘間を以て病室、治療室に充て貧民は無療にて治療し恩恵を示せるを以て一般鮮人間に好評を博し治療を請ふ者日々増加し遠く他地方より受療を願ひ來るもの多數となり建物狹隘を告ぐに至れるを以て明治三十六年鮮式瓦葺二十八間を増築したるも年を逐ふて事務擴大せられ更に増築の必要に迫られ大正四年に西洋式煉瓦建八十餘間を増築したるが大正八年謝樂秀病氣のため歸國し米人池(チツプ)敦之に代りて業務を繼承し翌九年四月私立病院の許可を受け現在に及び然してこの間池

組 織 耶蘇教北長老派の經營管理に屬す。  
維持 米國北長老派傳道局よりの補助金、年々収入金を以て維持し大正十四年度に於ける豫算額は收入支出共二萬八十三圓なり、然して右收入豫算額の中三、四二〇圓五〇錢は傳道局の補助に仰ぎ爾餘の一六、六六二圓五〇錢は本院の年収入額を見積れり。  
事業 現在入院患者を收容する病室八、醫師二名、醫生一名にして治療を請ふ者漸次増加し來れるも既に恩惠的施療は之をなさず有料患者のみを取扱ひつゝあり。

最近四箇年間に於ける毎年度別救済人員數

大正十二年度	四八〇人
大正十三年度	五二七人
大正十四年度	五五〇人
大正十五年度	五九七人 (十一月末現在)



### ◎原州瑞美監病院

所在地 江原道原州郡原州面上洞里

設立 大正二年十一月一日

沿革 基督教美監理派の教旨宣傳を行ひ且つ施藥救療を行ふ目的を以て設立し今日に至れるものなり。

組織 本教會監督の下に米國人モリス(慕理是)之れを管理す。

維持 職員は管理者の外院長一名、醫師一名、書記一名、調劑者一名、看護婦二名、傭人二名を置く  
米國宣教會より補助金を受け他は病院収入を支辨す。

事業 大正十五年昭和元年に於ける救療者左の如し。

#### 大正十五年昭和元年の事業實況

種別	入院患者數		外來患者數		入院延人員數		外來延人員數	
	男	女	男	女	男	女	男	女
有料治療	三三	一五	五三	四〇	二八	一三	二六	二五
無料治療	六	二	八	一〇	一四	三	四	三
計	三九	一七	六一	五〇	四二	一六	三〇	二八

#### 維持收支豫算 (昭和二年度豫算)

#### 収入の部

- イ、宣教會補助金 三千圓
- ロ、病院収入金 二千三百九十九圓八十三錢
- 計 五千三百九十九圓八十三錢

#### 支出の部

- イ、職員給與額 三千六百圓
- ロ、藥品及醫療器具機械購入及修繕費 六百五十二圓十七錢
- ハ、救助事業諸費 三百圓
- ニ、薪炭其他需用費 八百四十七圓六十六錢
- 計 五千三百九十九圓八十三錢

### ◎元山府救世病院

所在地 咸鏡南道元山府祭洞十九番地

設立 明治三十一年九月



沿革 基督教信者の貧困者に對し施療する目的を以て設立したるも一般人の貧困者に對しても無料施療を行ひ以て今日に及べり。

組織 南監理會宣教部監督の下に醫師四名、看護婦四名を置き米國人ロソス(羅約耳)事務の管理をなす。

維持 加奈侘長老教及米國南監理派教會よりの補助金六千二百四十圓並病院收入を以て維持經營す  
大正十五年決算額三六、六三二圓なり。

事業 大正十五年中に於ける救療人員一千七百七十人なり。

### ◎咸興濟惠病院

所在地 咸鏡南道咸興郡咸興面新昌里

設立 明治四十一年十一月六日

沿革 一般人民に對し施療を爲す目的を以て設立す。

組織 英國人フロレンス、ゼン、マリーの管理に屬す。

維持 加奈侘長老教婦人會の補助及病院收入を以て維持す大正十五年度豫算一萬三千九百五十八圓  
大正八年以後に於ける救療人員左の如し。

大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
四、四五人	三、七〇人	七、二五人	三、〇七人	二、六五〇人	四、四四人	三、七六人	六、八八人

### ◎光州濟衆病院 (癩病患者收容所)

所在地 全羅南道光州郡孝果面鳳仙里

設立 明治四十三年二月

沿革 癩病患者收容の目的を以て設立したるものにして米國人アール、エム、ウキルソンが基督教の教義に則り管理し以て今日に至れるものなり。

大正十二年以降昭和二年迄毎年紀元節の嘉辰に宮内省より五百圓の御下賜金ありたり。

組織 前記ウキルソンの管理經營す。

維持 一箇年の經費約六萬圓中一萬八千餘圓は米國紐育及英國愛蘭ダブリン市に於ける極東癩病患者宣教會より支辨を受け其の他は各國の資産家より寄附を受け支辨す。

事業 現在收容患者六百六十名(内二百六十名は女子)にして自作自給の方針にて農耕、建築、土木、裁縫(女子)其他の作業を課し傍ら基督教の傳道を爲して心の安住を與へ靈肉の救助に努めつ



あり。

### ◎小鹿島慈惠醫院 (癲病患者療養)

所在地 全羅南道高興郡錦山面小鹿里

設立 大正五年二月二十四日

沿革 癲病患者各地に散在し其の概數三千に達するを以て之が救濟方法として大正五年二月當所に慈惠醫院を設置し收容治療に努め今日に及べり。

組織 朝鮮總督府の直轄經營。

維持 政府の支出及恩賜金の利子を以て維持經營す。

事業 大正十五年度經費 四萬九千七百七十八圓

現在收容患者二百四十四名(内五十三名は女子)にして其の他外來患者日々四、五十名あり入院患者は全部官費にして外來者は一部收料するものあり。

開設以來昭和元年十二月迄の間に二十三名の全治退院者を出したる狀況にて從來不治の病と稱せられたる本病も醫藥の効により治療さるべきを悟り入院希望者激増せり。

### ◎大邱癲病院

所在地 慶尙北道達城郡達城面内塘洞

設立 大正六年十二月

沿革 明治四十二年英國人醫師ドクトン、エー、ヂー、フレツチャーが大邱北長老教濟衆院長として來任するや多數癲病患者が路上に彷徨せるを以て同情の念禁する能はず濟衆院前の空地に治療所を設け治療に従事せり其後遠近より患者來集し擴張の必要に迫られしより更に倫敦癲病救濟會の後援を得て大正五年四月現在の地所を購入し工費一萬五千圓を投じ煉瓦建平屋二棟、二階建一棟、木造瓦葺一棟を建設し其後漸次増築して今日に至れり大正十二年以降毎年紀元節當日宮内省より事業獎勵金御下賜あり。

組織 英國倫敦所在癲病患者救濟會の事業なるもその管理は米國北長老教濟衆院に於てなし院長フレツチャー(鼈崗湫)監督の下に治療に従事し居れり大正十四年財團法人組織の認可を受けたり。

維持 從來英國癲病患者救濟會より年額三萬圓の補助を受け維持し來れるも該補助のみにては建物増築其他規模擴張等難きを以て大正十二年以降毎年國費、地方費の補助を受け居れり。



事業 本院は療養の資力なき癲病患者を收容治療せしむると共に病毒の散逸を防ぎ且つ患者に對して普通教育及宗教的慰安を與へつゝあるが現在患者四百名あり男女は各別居せしめて男子の輕症者には附屬農園に於て耕作に女子の其れ等には洗濯、裁縫等に從事せしめつゝありて毎週二回注射療法を施し重症者には外用藥及手術治療を行ひ居れるが設立以來大正十五年末迄の取扱患者數左の如し。

種別	入院患者		退院患者	死亡患者	現在患者
	男	女			
計	五五	二五	二五七	五〇	三六
	八〇〇	二五	二九	一〇	四〇〇

### ◎癲病隔離院

所在地 慶尙南道東萊郡西面戡營里

設立 明治四十三年三月三十日

沿革 英國愛蘭癲病患者救護會より建築費二萬圓の寄附を得て創設し同國濠洲基督教長老派宣教師

マッケンジー管理の下に専ら癲病患者を收容し之が療養に従事し來りたるものにして其の後同國蘇格蘭ローシヤル、ブルグトン代りて經營し以て今日に至れり。

組織 ゼー、エヌ、マッケンジの管理に屬す。

維持 設立後年々愛蘭癲病患者救護會より約三萬圓の寄附金を得て經費を支辨しつゝあるも一人に對する一箇年の經費九十圓を要するを以て不足額を補助金及一般寄附金に俟ち維持す。

事業 前記寄附金二萬圓を以て洋式建物二棟建築し(建坪百八十五坪)當時癲病患者男女合せて五十名を收容し爾來毎年其の收容數を増加し現在五百名の多きに上れり隨て病舎の狹隘を告げ毎年多數の入院希望者を拒絶するの狀況にあり而して之を療養の成績は頗る良好にして尙ほ入院患者に對しては時々耶蘇教の教理を説き彼等の慰安を與ふることに努め又院内には看護婦を置き監督並食料購入の任に當らしめつゝあり。

本院は過去五箇年に亘り恩賜金下附の光榮に浴し管理者をはじめ患者一同優渥なる聖慮に感激し居れり。

## 第七章 窮民救助事業

### 第一項 窮民救助



### ◎恩賜賑恤資金

大正四年御大禮に際し賑恤の資として金二十萬圓を以て恩賜賑恤資金管理規則を定め別に訓令を以て窮民救済規程を制定し老幼不具癡疾又は疾病に因り自活することを得ず而も親戚故舊の倚るべき處なき者に對し救助を爲しつゝあり本資金設定後救助を受けつゝある者四百三十五人を算し資金現在額二十八萬二千圓なり。

### ◎仁川慈善會

所在地 京畿道仁川府新町三十番地

設立 明治三十年五月

沿革 仁川東本願寺僧輪番の主唱に依り貧困者及疾病に罹り路頭に迷へる者を救済する目的の下に設立したるものなり。

組織 會員組織にして美濃谷榮次郎會長たり

右の外役員として會計一、幹事二、顧問三名を置く。

維持 會員の出資及有志の寄附金を基金とし其の預金収入を以て維持經營す。

事業 大正十五年に於て救済を受けたる人員左の如し。

大正十五年 一八名 三〇〇圓

### ◎仁川朝鮮人慈善會

所在地 京畿道仁川府内里

設立 大正五年九月

沿革 貧窮者を救助する目的を以て丁致國等主唱の下に設立したるものなり。

組織 會員組織にして會長一、幹事二、評議員二名を置き設立者丁致國管理す。

維持 毎年夏期に於て瓜市場を開催し之に依り得たる收益金を主とし尙ほ薪炭市場より得る收益金を以て經費に充つ。

事業 大正十五年中に於ける救助人員百六十三名にして之に要したる經費七百六十五圓なり。

### ◎窮民救濟所

所在地 忠清南道公州郡鷄龍面中壯里

設立 大正二年四月



沿革 不具癡疾又は自活するを得ざる貧窮者を救済する目的を以て公州郡寺谷面朴仁默主唱の下に設立したるものなり。

組織 朴仁默後援の下に李漢烈(婦人)管理す。

維持 経費は設立者たる朴仁默及李漢烈に於て負擔す。

事業 被救者に對しては佛教を信仰せしめ不具癡疾者及老幼者を除き男子に對しては普通農作女子に對しては裁縫洗濯の作業に従事せしめつゝあり。

大正十五年度に於ける救護者數は七十一名にして之に要したる經費二千百圓なり。

### ◎林川窮民救濟會

所在地 忠清南道扶餘郡林川面郡司里

設立 大正四年一月一日

沿革 乞食浮浪者鰥寡孤獨出獄人等を救護する目的を以て設立したるものなり初め成洛弼管理者たりしが其後林炳學代りて管理せり。

組織 會員組織

維持 收容者の作業製作品收入を以て維持す。

事業 作業の種類は以繩草鞋の製作綿打業等にして収益の一部は之を貯蓄して將來獨立自營の素地を作らしむ。

### ◎求禮弘濟院

所在地 全羅南道求禮郡求禮面鳳東里

設立 大正七年四月四日

沿革 扶助者なき癡疾者又は救助を要すべき窮民を救済する目的を以て求禮面有志金晟均主唱の下に設立したるものなり。

組織 設立者自ら管理經營す。

維持 設立者金晟均其の經費を負擔しつゝあるが一箇年の支出約八百五十圓なり。

事業 收容者に課すべき勞務は柴草採取及藁細工にして現在收容者十四名あり。

### ◎釜山慈養教社

所在地 慶尙南道釜山府西町一丁目六番地東本願寺別院内

設立 明治十年十二月八日



沿革 本會は大谷派本願寺別院が門徒並有力者と計り窮民救護の目的を以て設立したるものにして事業開始以來已に四十餘年を経過せり。

組織 會員組織にして社長一名、會計員二名及幹事二十五名を置く。

維持 基金利子及寄附金を以て維持す。

事業 大正十四年度に於て救助したる者は五十九名に及べり。

◎馬山婦人慈惠會

所在地 慶尙南道馬山府臺町

設立 明治四十年十一月一日

沿革 窮民罹災民並行旅病人等救助を要すべき困厄者を救護する目的を以て設立したるものにして爾來繼續維持し今日に及べり。

組織 會員組織 會員は何れも内地人女子にして寺島たま(馬山府尹夫人)事業を管理す。

維持 會員の贖金及篤志者の寄附金を以て維持す。

事業 爾來行旅病人其他窮民に對し若干の補助を與へ來れるも事業成績振はず目下新計畫考究中。

◎北三面救濟會

所在地 江原道三陟郡北三面事務所

設立 大正九年八月一日

沿革 窮民及罹災者救助の目的を以て設立したるものなるが些したる變遷なくして今日に及べり。

組織 會員組織にして崔相瓚(北三面長)之を管理す。

維持 面長及び有志の寄附金を以て基本金を積立て維持す。

事業 窮民及罹災民に對する金員救護の外全民に對しては年一割の低利資金を融通しつゝあり。大正十四年度に於ける救濟人員は二十七名なり。

行旅病人取扱

從來行旅病人取扱は事件發生地の府面區長之を擔當し其の費用は本人又は扶養義務者をして辨償せしめ其辨償をなし得ざる場合は地方費又は國庫より支給する事となり居れるも朝鮮の實情に鑑み専ら之が事業經費に充當する爲に併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓分配殘額及其預金中の利子合計二十六萬三千六百五十圓餘を以て大正六年四月行旅病人救護資金を設定せり毎年度歲計剩餘金は一部支拂資金として翌年度に繰越すもの、外全部之を基金



に編入せる結果現金總額二十七萬六千四百三十五圓に達す。

歳入歳出は何れも 三六、五一三圓也

### ◎佛教慈濟會行旅病人救護所

(第六章施藥救療事業の項に收録す)

### ◎仁川佛教悲田院

所在地 京畿道仁川府外里百六十一番地

設立 大正七年一月

沿革 行旅病の而も親戚故舊の倚るべき所無き者を救護する目的を以て設立したるものなり。

組織 仁川に於ける佛教各派の聯合に依る會員組織の團體にして各寺主任布教師を以て理事とし理事長を互選して會を代表せしむ。

維持 各寺に於ける一般有志寄附托鉢收入及官廳の補助を以て支辨す。

事業 病舎二棟六室を有し二十名を收容する事を得施藥診療は府立病院に委嘱し之を受けしめ大正十五年中の救護人員二十一名なり。

### ◎清州博仁會 (行旅病人救護)

所在地 忠清北道清州郡清州面泉町一七三番地

設立 大正八年三月二十七日

沿革 本會は行旅病人の救護及貧困者に對する授業又は生業資金の貸與等をなし以て貧困者の生活を助くるを以て目的とす。

設立以來清州郡守會長となり之を處理し來りしが昭和元年十二月二十七日より清州面長會長となり經營す。

組織 會長、副會長各一名、評議員十名、理事若干名を以て組織す。

維持 補助金と篤志家の寄附金及基金より生ずる利子を以て維持經營す。

收支豫算額左の如し。

大正十五年 昭元年 度 收入 九九三圓〇〇 支出 八七五圓九〇

事業 大正十一年度以降に於ける授業狀況左の如し。



區別	年	度
行旅病人救護人員 貧困者に對する授 業をなしたる人員	大正十一年	一元
	大正十二年	一元
	大正十三年	二元
	大正十四年	三元
	大正十五年	二元

◎大田佛教慈濟會 (行旅病人救護)

所在地 忠清南道大田郡大田面外而穴新堡里  
 設立 大正七年一月二十九日  
 沿革 本會は大田に於ける眞宗大谷派、日蓮宗高野山大師教會、淨土宗曹洞宗眞宗本派の聯合事業にして初め理事門協揉玄管理者たりしが其後各宗主任漸次交替にて管理することとせり。  
 組織 會員組織にして管理者たる理事監督の下に醫師看護人を置き事業に従事せしめつゝあり。  
 維持 經費は會員の醗金、篤志者の喜捨及國庫並地方費補助を以て之に充つ。  
 事業 大正十五年度に於ける救護人員は四名なり。

◎全州矯風會 (行旅病人救護)

所在地 全羅北道全州郡全州面多佳町  
 設立 大正四年四月  
 沿革 全州矯風會は勤儉、貯蓄、民風改善等の地方改良事業をなすと共に一面行旅病人の救護を爲す目的を以て設立したるものなり。  
 組織 會員組織にして金駿熙の管理に屬す。  
 維持 篤志家の寄附金及國庫補助金を以て經營す大正十四年度經費支出額金千二百三十五圓二十二錢にして本年度豫算額は歳出金五千三十七圓二十五錢とす。  
 事業 大正十五年中に於ける救護者は六十五名此の延數六千八百八十五名とす。

◎群山行旅病人收容所

所在地 全羅北道沃溝郡米面屯栗里  
 設立 大正十一年三月  
 沿革 特に記述すべき變遷なくして今日に至れり。  
 組織 群山府の經營管理に屬す。  
 維持 一般寄附金並府費を以て維持す前年度の歳出金二百四圓五十三錢にして本年度歳出豫算額二



百三十圓とす。

事業 大正十五年中に於ける行旅病人救護數十一名延二百二十二名とす。

### ◎順天面失業青年共濟會

所在地 全羅南道順天郡順天面東門通九十二番地

設立 大正十三年三月

沿革 崔厚植主唱の下に私財一千圓を出資して製繩機、洋襪機等を購入し同面内の失業青年に對し糊口の資を得しむる目的を以て設立したるものなり。

組織 會員組織にして崔厚植管理す。

維持 管理者の私財を以て維持す。

事業 會員は同面内失業青年十五名にして相互の努力により生産したる收益金は其の三分の一を積立て三分の二は生活費として分配す開設後日淺く成績不明なるも時宜に適し一般に好評なり

### ◎大邱行旅病人救護所

所在地 慶尙北道達城郡達西面内塘洞回生病院内

設立 大正三年四月一日

沿革 大邱面(府制施行前)當時より管内に行倒れとなり又旅行中發病せしものに對しては面に於て保護し其の原籍の分明したる者は所謂村送りを爲し疾病重き者は面に於て治療を加へ其の治療費を辨じ得る者には辨償せしめ原籍不明にして資力なき者に對しては面費を以て治療を加へ來る慣習ありて大正三年府制の實施以來大邱府に於ては年々豫算に計上し救護を實施して今日に及べり。

組織 府營に屬し囑託醫一名看護人二名賄人一名を置けり。

維持 府費を以て支辨す大正十五年度豫算總額二千八百十三圓なり。

事業 大正十五年度に於ける事業狀況左の如し。

繰越	高	收容人員	死亡	其他	全	治	年末	現在
	四七人			二三人		五人		三人

### ◎晋州行旅病人收容所

所在地 慶尙南道晋州郡晋州面玉峰里



設立 大正十三年三月三十一日

沿革 晋州面内に於ける行旅病人は年々増加の傾向なるに收容所の設備なきを以て大正十二年度面費二千二百四十圓國庫補助金五百三十圓地方費補助一千五百圓計四千二百七十圓を投じ本收容所を建築せしに始まる。

組織 晋州面營にして番人一名を常置し病人の看護賄等一切をなさしむ。

維持 面費及地方費補助。

事業 開設後日淺く記すべきものなし。

◎平壤廣濟會 (行旅病人救護)

所在地 平安南道平壤府南町五番地

設立 大正六年十一月一日

沿革 行旅病人の救護は從來府に於て直接行ひ來りたるも如斯事業は個人の經營に移すを適當なりと認め府内佛教各派代表者と相謀り佛教團體に於て其の衝に當ることゝなれり。

組織 會員組織にして役員は會長一名理事二名評議員及主事若干名あり初め内海慧雲會長たりしが大正十年四月早瀬孝廉之に代り大正十二年四月より大谷清教と交替し大正十三年四月より植

村祐孝就任せり。

維持 會員の負擔金、寄附金及國庫補助金を以て維持す大正十五年度豫算三千百五十圓。

事業 大正十五年中に於ける救護人員は六十八名にして此の外取扱たる死亡者は四十二名なり。

◎鎮南浦行旅病人救護所

所在地 平安南道鎮南浦府明峽町府立病院内

設立 大正六年十一月一日

沿革 行旅病人の救護取扱の目的を以て設立したるものなり。

組織 府の經營管理に屬す。

維持 被救護者の辨償、國庫補助及府費を以て維持す大正十五年度決算百九十圓

事業 大正十五年中に於ける被救護者數十一名あり死亡五名全癒四名年末現在二名にして此延日數八十二日なり。

◎春川行旅病人救護所

所在地 江原道春川郡春川面佳淵里



設立 大正十一年十月一日  
 沿革 特に記述すべき變遷なくして今日に及べり。  
 組織 春川面の管理に屬す。  
 維持 國庫補助金二百五十圓及面費二百圓計四百五十圓を以て維持經營す昭和二年度豫算四百五十圓。  
 事業 囑託醫一名傭人一名を置き救護に従事せしめつゝあるが一般の同情亦多く時々古着雜品等を寄贈し來るもの等ありて事業順調に進捗しつゝあり大正十五年昭和元年の事業成績を示せば左の如し。

大正十五年		四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
收容人	延人員	二	二	二	二	一	二	二	三	三
收容人	延人員	三	三	三	三	一	二	二	三	三

### ◎元山行旅病人救護所

所在地 咸鏡南道元山府府立病院内  
 設立 大正七年十月一日

沿革 特に記すべき變遷なし。  
 組織 府立病院内に附設す。  
 維持 國庫補助、地方費補助及府費を以て維持經營す大正十五年度豫算一千九十六圓。  
 事業 大正十五年中に於ける救護延人員十八名なり。

### ◎清津行旅病人救護所

所在地 咸鏡北道清津府曙町  
 設立 大正六年十月  
 沿革 本救護所は清津府敷島町醫師一番ヶ瀬健太郎の創設に係り救護所建物其他設備費として朝鮮總督府より金八百圓の補助を仰ぎ翌七年八月中其の設備を完了し同年九月より事業を開始し以て今日に至れり。

組織 一番ヶ瀬健太郎の個人經營に屬す。  
 維持 經費の半額は經營者に於て負擔し他は國庫補助によりて維持經營をなす。  
 事業 事務は便宜府吏員に於て之を取扱ひ收容病者の醫療に就ては經營者自ら之に當れり大正十五年中に於ける收容救護人員は十九人にして創立以來延人員は六十八人なり。



### ◎羅南行旅病人救護所

所在地 威鏡北道鏡城郡羅南面初瀨町

設立 大正十三年十二月

沿革 羅南佛教會に於ては難澁せる行旅病人の逐日増加の方今之が救済に従事するは彌陀の本願とする所なりとし大正十一年本行旅病人救護所設置の決議を爲し會を重ねて十三年七月現在の地を卜して工を起し幾多の困難に遭遇しつゝ、同年十二月設立を完了し爾來事業を開始して今日に及びり。

組織 羅南佛教會の經營に係る。

維持 經費は朝鮮總督府、威鏡北道、羅南面の補助並贊助員の幟出せる贊助金に依り維持經營す。

事業 事務は羅南佛教會員の輪番代表者に於て之を取扱ひ常備看護人一名を置きて看護に従事せしめ特に醫療を要するものは道立羅南醫院の施療又は羅南醫師會員の實費診療を受けしむ。  
大正十五年中に於ける收容救護人員八名延人員三十七名なり。

### 第二項 罹災救助

#### ◎恩賜罹災救助基金

明治天皇崩御に際し慈善救済の資として金二十萬圓昭憲皇太后崩御の際同様の趣旨を以て十萬圓御下賜ありたるを以て之に國庫補助金十五萬圓を加へて大正三年五月恩賜罹災救助基金を設定し之より生ずる利子を以て罹災救助を爲すこととせり本基金設定後災害に對し支出したる救助金の總額は三十七萬六千七百五十八圓餘にして現在基金四十四萬八千圓なり。

#### ◎各道に於ける臨時恩賜金凶歉救済費

併合の際朝鮮全道に對して下賜せられたる恩賜金一千七百三十九萬八千圓に對する利子の十分の一を以て凶歲時に於て種穀種苗の給與を爲す外臨機炊出救助を爲し若くは食糧の給與小屋掛費の給與其の他農具の貸與被服の給與醫藥費の給與をなすを目的として本費を設定したるものなるが各道に於ける該費豫算の總額は大正十五年度に於て十萬一千三百七圓を算す本費設定以來大正十四年度末迄の間に支出したる實際額は百十八萬三千八百六十五圓なり。

### 第三項 養老



### ◎宣川養老院

一九二

所在地 宣川郡宣川面川北洞三五七番地

設立 大正七年八月一日

沿革 大正七年當地有力家李昌錫、梁甸伯、朱伯英の三人相謀り老年の窮民を救助するの目的を以て設立せられたるものにして李昌錫が畝二、八〇〇坪、田四〇、〇〇〇坪及現金五四三圓を寄附し現金にては窮民を收容すべき建物(瓦葺一棟)を買収し爾來毎年十五名を限りて收容し來れり。

組織 耶蘇教北長老派の管理經營に屬し年齢七十歳以上の鰥寡にして扶養者なきものを收容し現在は梁甸伯院長となり院務を處理す。

維持 前記李昌錫寄附の土地より生ずる収入を以て維持し大正十五年度豫算額は七百二十圓なり。尙大正十五年二月十一日紀元の佳節に下賜せられたる金二百圓は之を永久に有益事業の資金となすべく金百二十圓にては耕牛一頭を購入し同院小作人に貸付し金八十圓は他人に現金貸付をなし利殖を圖りつゝあり。

事業 七十歳以上の扶養義務者なきものを收容し、その體力に相應せる労働をなさしむると共に、

その老後を養ひ死後は葬式をも院費を以て行ふ。

### ◎平壤養老院

所在地 平安南道平壤府慶上里六十九番地

設立 大正二年九月

沿革 貧困無依の老人を保養するを目的とし大正二年九月創立したるものなり設立以來告善宙、金燦斗、楊性春、李龍勳、康駿彬氏等相當盡力せり。

組織 平壤に於ける耶蘇教長老派の經營せるものなり。

維持 本院の財産として家屋一棟及若干の土地を有し之より生ずる収入及長老派平壤各教會よりの醸出金を以て維持經營す。

事業 本院に院監二人、食母二人を置き院内收容老人に衣食を與へ又健康者には簡易なる手工(綿繰、手縫糸)を爲さしむ。

創立以來三十餘名の老人を收容保育せり現在收容中の者十三名あり。

### 第八章 出獄人保護事業

一九三



### ◎京城救護會

所在地 京畿道高陽郡龍江面阿峴里八十五番地

設立 大正二年七月十八日

沿革 本會は元京城救護院の事業を引受け大正二年七月より經營し來りたるが大正十年四月組織を財團法人に改め今日に至る。

組織 財團法人にして柿原琢郎(京城地方法院檢察事正)之れを管理す。

維持 寄附金事業収入及國庫補助金を以て維持す。

事業 大正十五年度に於ける收容保護者百三十一名一時的保護者五百三十名にして其の内譯左の如し。

職業の紹介を爲したる者 三九人

衣類雜品又は旅費を給したる者 二七六人

歸途保護を加へたる者 三四人

療養又は宿泊を爲さしめたる者 一八〇人

職業の資本を補助したる者 一人

### ◎開城大成會

所在地 京畿道開城郡松都面高麗町

設立 大正十二年一月九日

沿革 少年免囚を保護し自活の途を得しむる目的を以て設立したるものにして大正十二年十二月收容場並事務所を建設し今日に至る。

組織 會員組織にして松元鶴熊(松都面長)會長たり。

維持 有志の寄附金及事業收益金及官廳の補助金を以て維持す。

事業 大正十五年度に於ける救護人員左の如し。

收容保護 八九名

一時的保護 二七四名

### ◎忠北有隣會

所在地 忠清北道清州郡清州面旭町一丁目

設立 明治四十四年十二月

沿革 明治四十四年十二月清州分監職員の規約に依り甫めて出獄人保護會を設立し其の後大正十四



年三月規約を改正し廣く官民有志の熱誠なる賛助を得大正十五年七月會名を忠北有隣會と更  
め今日に及びり。

組織 役員として會長の外幹事一名、書記一名、顧問及評議員若干名を置き會長(刑務所長)之を管  
理す。

維持 補助金及會員賛助員の寄附金及事業収入を以て維持經營す。

收支豫算額左の如し。

事業 大正十三年以降に於ける成績人員左の如し。  
大正十五年 昭利元年 度 收入 一三、九〇四圓 支出 一二、七五九圓

種別	收容して保護する者		收容せずして保護する者	
	場内に於て就業する者	場外に於て就業したる者	就業不能の者	就業したる者
大正十三年	男 三	女 一	計 四	男 一 女 一 計 二
大正十四年	男 八	女 一	計 九	男 二 女 一 計 三
大正十五年	男 四	女 一	計 五	男 二 女 一 計 三
合計	男 一五	女 三	計 一八	男 六 女 三 計 九

計	一時に保護を要する者										
	職業の紹介を爲したる者	衣類又は旅費を給與したる者	職業の資本を補助したる者	療養又は宿泊を爲さしめたる者	歸住地又は途中迄同行したる者	乗車割引證を交付したる者	乗車保護を爲したる者	生活費を補助したる者	△	△	△
八五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一六四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四〇四	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

備考 △印は内地人数を示したるものにして其の他は朝鮮人です。

### ◎公州慣業院

所在地 忠清南道公州郡公州面山城町一九三番地

設立 明治四十四年九月一日

沿革 免囚を保護し之に職業を與へ自活の途を得せしめ社會良民の伍に入らしむる目的を以て公州

監獄職員主唱の下に設立せられたるものにして大正十一年十二月二十五日組織を財團法人に



變更し現在に至れり。

組織 財團法人にして忠清南道知事の職に在る者院長として之れを管理す。

維持 經費は主として院經營農業其の他の事業収入篤志家の寄附及國庫補助を以て支辨す。

事業 被保護者には其の技能に應じ大工、杞柳細工、鋳力細工、洋服裁縫工等の職業に就かしめ其  
他は日傭並院經營の農耕に従事せしめ其の勞銀中より食費其他諸雜費を控除して餘は後日自  
活の資に貯蓄せしむ。

創立以來大正十五年末迄の收容人員三百四十五人(延四萬四千九百九十三人)非收容保護人員七  
十五人(延二萬七千三百九十一人)にして一時的保護人員は二千三百八十三人なり。

### ◎大田自彊會

所在地 忠清南道大田郡大田面春日町三一五

設立 大正九年十一月三十日

沿革 免囚を保護し自活の途を得しむる目的を以て設立したるものにして其後收容所の必要を認め  
大正十二年九月工を起し新たに現收容所を建築し大正十四年九月二十八日組織を財團法人に  
變更せり。

組織 財團法人にして會長伊關重俊(大田郡守)之を管理す。

維持 國庫、地方費補助事業収入及篤志家の寄附金を以て維持經營す。

事業 創立以來收容人員 收容保護人員五七人(延三、〇五一)人非收容保護人員一四人(延二、四二  
二人)一時保護人員一、一三三人(延一、二六四人)なり。

### ◎全州有終會

所在地 全羅北道全州郡全州面花園町

設立 大正元年十二月二十四日

沿革 初め全州保護會と稱し會員組織の下に免囚の保護を爲し來りたるが大正七年九月財團法人に  
組織を更へ全州有終會と改稱し以て今日に及ぶ。

組織 財團法人にして會長には全羅北道知事を推す。

維持 國庫及地方費補助並事業収入を以て維持す大正十四年度支出額金千四百八圓九十五錢本年度  
支出豫算額金三千八百二十圓とす。

事業 收容所一部に於て刑務所にて習得せる技能に應じ夫々作業を課し技能なき者には會の荷車を  
使用せしめ運搬等をなさしめ其の勞銀は貯蓄せしめ後日の生業の資に充てしむ。



大正十五年中に於ける被保護者數左の如し。

收容保護 二五人(延二、六五四人)

非收容保護 八人(延二、五九三人)

一時的保護 二〇六人

### ◎群山誠之會

所在地 全羅北道群山府新興洞一七五番地

設立 大正二年十二月二十七日

沿革 曩に群山分監及群山府廳職員並地方有志の主唱の下に群山保護會を設立し會員の出捐を以て免囚の保護を爲し來りしが大正十一年二月組織を變更して財團法人と爲し群山誠之會と改稱し群山府尹を會長に推し以て今日に及べり。

組織 財團法人にして澤村荒次郎會長として管理す。

維持 基本財産收入國庫並地方費補助及事業收入を以て維持す大正十四年度支出額五百六圓六十五錢にして本年度支出豫算額千八百八十圓とす。

事業 大正十五年度に於ける被保護者數左の如し。

收容保護 八人(延九四五人)

非收容保護 四人(延四三二人)

### ◎光州有隣會

所在地 全羅南道光州郡光州面

設立 大正二年二月一日

沿革 出獄人保護の目的を以て公州刑務所職員主唱の下に設立し次で大正七年五月財團法人と爲し經營其の緒に就き以て今日に及べり。

組織 財團法人にして石鎮衡(全南知事)會長として管理す。

維持 事業收入官の補助金一般の寄附金を以て維持經營す。

事業 現在四名の收容保護者あり此等の或者には本會所有畑二反四畝歩及借地畑六反の耕作に當らしめ其他の者に對しては野菜の行商又は農業手工に従事せしめつゝあり。

### ◎木浦成美會

所在地 全羅南道木浦府竹洞九六番地



設立 大正三年三月九日

沿革 免囚を保護し授産の途を講じ之をして一般社會良民の伍に入らしむる目的を以て木浦官民有志の企てに依り免囚の保護事業を爲し來りたるが大正八年五月其の組織を財團法人に改め以て今日に及べり。

組織 財團法人なり、役員として理事一名監事三名評議員二十名主事若干名を置く會長新藤寛三郎なり。

維持 官廳の補助金及寄附金並事業収入を以て經費に充つ。  
事業 昭和二年一月現在に於ける被保護者數左の如し。

收容保護 二名

非收容保護 六名

一時的保護 六名

### ◎大邱常成會

所在地 慶尙北道大邱府東雪町

設立 明治四十四年四月十五日

沿革 本會は元免囚保敬會と稱し大邱監獄署員によりて組織せられ出獄せる無職業者を收容保護し來りしが官民有志の賛助を得て大正五年三月財團法人となし會名を大邱常成會と變更して今日に至れるものなり。

組織 財團法人にして理事二名監事三名評議員十五名以上主事若干名を置く理事の中一名を會長とし一名を副會長とし會長には慶尙北道知事副會長には大邱刑務所長の職にあるものを囑託し監事、評議員、主事は會長より囑託す。

維持 國費及地方費の補助金、官民の寄附金、事業収入を以て維持す大正十三年以降毎年紀元節當日宮内省より社會事業獎勵金御下賜あり。  
大正十五年度豫算左の如し。

#### 収入の部

前年度繰越金 二八三圓

本年度収入額 五、七〇三圓

合計 五、九八五圓

#### 支出の部

事務費 一、七〇四圓



保護費	二、七六八圓
作業費	八八三圓
營繕費	三三〇圓
豫備費	一〇〇圓
雜費	二〇〇圓
合計	五、九八五圓

事業 釋放者にして衣類又は歸郷旅費を所持せざるものに對しては給與保護を爲し又は歸住すべき家を有せず又は保護者なき者は之を收容して適當なる業務を授け或は雇傭の媒介を爲して獨立自活せしむることに努めつゝあり其の後國庫の補助を受くるに至り基礎漸く成りたるも未だ之を以て充分とすべからざるものあり而も一面釋放者にして保護を必要とすべきもの日を追て増加し斯業の徹底を期せむとせば會の收入を計る上に一段の努力を要すべきものあり這般之れが經營に腐心し一般社會の同情に訴へ以て會の發展を圖るべく企劃中なり。創立以來大正十五年迄の收容人員を上ぐれば

明治	五年	四年	三年	二年	一年	計												
大正	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	計			
收容人員	五	三	三	七	元	二	八	三	九	三	三	元	一	五	一〇	一〇	二	九

にして現在七名を收容し居れり内男五名は衛生人夫及農業に女二名は洗濯補綴に従事し何れも勤勉なり而して是等に對しては貯蓄を奨励し將來に備へしめ一面家庭との連絡を保ち以て保護の確實を期しつゝあり。

◎安 東 辛 酉 會

所在地 慶尙北道安東郡安東面新世洞七〇番地  
 設立 大正十年十一月十九日  
 沿革 出獄人を保護し自活の途を得しむる目的を以て設立したるものなり。  
 組織 會員組織にして會長清水源管理す。  
 維持 地方費補助官民有志の寄附及事業收入を以て維持す大正十五年度歳出豫算七千九百二十圓なり。

事業 大正十四年に於ける收容保護者男二名、一時的保護男六十九名、女十一名、計八十名なり。



### ◎金 泉 尙 善 會

所在地 慶尙北道金泉郡金泉面大和町

設立 大正十年十一月八日

沿革 大正十年七月金泉分監開廳と共に金泉官民有志相謀りて設立したるものにして會長に金泉法院支廳檢事を推し理事に金泉警察署長及金泉分監長を擧げ外に評議員として金泉、尙州、善山、開慶の四郡守、金泉、尙州兩法院支廳判事、金泉面長、道評議員、尙州、善山、開慶警察署長に囑託し以て今日に至れり。

組織 會員組織にして會長大概要之を管理す。

維持 地方費補助及一般寄附並事業収入を以て維持す大正十五年度豫算總額三千四百六十八圓なり。

事業 大正十四年中に於ける保護人員左の如し。

收容保護

五名

乘車保護

百七十六名

宿泊保護

五名

### ◎晋 州 扶 掖 館

所在地 慶尙南道晋州郡晋州面内城洞

設立 大正二年八月一日

沿革 設立當時の晋州分監長柳原八十吉及釜山地方法院晋州支廳檢事堀勘次郎は一般官民に對し免囚保護事業の必要を説き大方有志の贊助を得て本事業の樹立を見るに至れり收容所は大正三年一月慶尙南道の保管に係る晋州面内城洞所在官有建物を無償借受けせしものを返還し現在の官有建物一棟十五坪及敷地二百九十四坪を大正十四年三月五日に無償にて借受け被救護者收容所並保護者監督の居所に充當せり。

組織 社團法人にして館長石川鶴吉管理の下に晋州支所教誨師専ら事業遂行に當りつゝあり。

維持 國庫補助及地方有志の寄附に依りて維持す。

事業 本館は晋州刑務支所釋放者にして歸住す可き場所なく又就業の途なき者及釋放の際衣類旅費等を調達する資力なきものを扶掖し且つ生業に就き自活の途を得せしめ同時に之等を監督指導しつゝあり大正十五年中の收容人員四十七名一時保護をなしたるもの五十六名とす。



### ◎釜山輔成會

所在地 慶尙南道釜山府富民町三丁目五番地

設立 明治四十四年十二月十三日

沿革 免囚を保護し生業を與へ之をして社會の良民たらしむる目的を以て當時に於ける釜山監獄職員主唱の下に設立せられたるものにして釜山保護會と稱し府内大新洞に在りたるものなるが逐年事業の擴張と共に該處にては狹隘となり大正十二年名を釜山輔成會と改め現在の地に移轉したり。

組織 社團法人にして會長杉村逸樓之を管理す。

維持 事業収入及官の補助並一般有志の寄附を以て維持す。

事業 大正十五年中に於ける被保護者數左の如し。

收容保護 二一八名

非收容保護 六四名

一時的保護 一、二五九名

### ◎馬山保護會

所在地 慶尙南道馬山府午東里

設立 大正二年六月二十日

沿革 免囚を保護し之に生業を與へ一般社會の良民たらしむる目的を以て設立したるものなり。

組織 社團法人にして評議員長津久井利行之れを管理す。

維持 官の補助有志家の寄附及事業収入を以て維持經營す。

### ◎海州濟美會

所在地 黃海道海州郡海州面北旭町二六二番地

設立 大正元年十月十五日

沿革 大正元年十月の頃司獄官吏主唱の下に有志相謀り釋放者にして親族故舊等倚る所なき者を保護し又は自營の途を與ふる目的を以て設立したるものにして爾來會員の熱心と社會の同情に依り相當の發達を遂げたるが大正十二年五月十二日之が組織を變更して財團法人と爲し名稱を海州濟美會と更めたり。



組織 財團法人 職員として會長の外副會長一名顧問評議員幹事各若干名を置く評議員には海州在住重立官民を網羅せり。

維持 基本金収入、寄附金、國庫及地方費補助金を以て維持す。

◎瑞興保全會

所在地 黃海道瑞興郡瑞興面映波里二十一番地

設立 大正十一年五月十一日

沿革 釋放者にして頼る所なき者を保護し自營の途を與ふる目的を以て地方官民有志相謀り設立したるものなり。

組織 會員組織 役員にして會長副會長各一、顧問評議員幹事各若干名を置く。

維持 一般篤志家の寄附基本金収入官の補助金を以て維持經營す。

◎平壤保護會

所在地 平安南道平壤府巖町十三番地

設立 大正元年九月十三日

沿革 出獄人にして他に倚る所なき者を保護し自營の途を與へ良民に歸復せしむるを目的とし且つ先帝陛下の御聖德を長に記念し奉らむが爲御大葬の當日平壤府在住官民有志の發起に依り創立したるものにして大正十一年平壤刑務所擴張の爲本會敷地を賣却せしにより民有地を借入れ同年十一月三十日現在の地に移轉せり。

組織 會員組織にして役員としては會長一名、監事六名、評議員十二名を置く。

維持 官の補助、事業収入及有志の寄附金を以て維持す。

事業 大正十四年中に保護したる人員七十人にして之が經費四千三百三十圓なり。

◎鎮南浦獎善院

所在地 平安南道鎮南浦府龍井里

設立 大正三年一月十日

沿革 當時府に未だ免囚保護に關する事業經營者なかりしを以て當地の篤志家富田儀作氏之を發起し各慈善家の賛同を経て獎善院なるものを設立し専ら免囚の保護及之に授産の方法を講ずる等の事業を開始し繼續現今に至れるものなり。



組織 會員組織にして設立費等主なる出資者を正會員とし其の他一時的寄附者を賛成員とす尙役員として院長の外に理事一名、事務員一名を置き當地分監長指揮の下に事業を執行す。

維持 有志の寄附金事業収入及總督府の補助金に依り維持す。

大正十五年度豫算一千六百五十五圓。

事業 刑期滿了せる出獄者の中他に頼るべきものなく且つ就職の途なき者に對し前掲の如く無料貸與等相當保護を加へ置き其の内適當の職業に従事せしむるものにして大正十五年中成績左の如し。

種別	場内收容	場外保護	時		保		計	獨立して一家を立てしむ
			職業紹介 旅費給與	衣類又は 乘車保護券給與	刺引乘車 給與	療養又は 宿泊		
内地人	一	一	一	一	一	一	一	一
朝鮮人	六	五	三	三	一	三	三	二
計	七	五	三	三	一	五	三	二

鎮南浦獎善院規定

第一條 本院ハ出獄人ニシテ親族故舊ノ頼ルヘキモノナク又生業ヲ立ツヘキ職業ナキモノヲ保護監督シ自立自營ノ道ヲ開キ遷善改悟ノ實ヲ舉ケシムルヲ以テ目的トス但出獄人以外ノ

モノト雖トモ必要ト認ムルトキハ一時之ヲ保護スル事アルヘシ

第二條 本院ハ獎善院ト稱シ之ヲ鎮南浦新興里一〇七番地ニ置ク

第三條 本院ニ於ケル出獄人ノ保護ハ左ノ方法ニヨリ之ヲ行フ

- 一 家庭善良ナル家へ傭人ニ紹介スルコト
- 一 農工業日傭其他適當ノ事業ニ従事セシムルコト
- 一 自活ノ途立ツニ至レハ保護ヲ解キ外宿又ハ家庭ニ復歸セシムルコト

第四條 本院ノ保護ヲ受ケント請フモノアルトキハ院長ハ先ツ其身分其他諸般ノ關係ヲ審査シ同人ヲシテ本院ノ規定ヲ遵守シ遷善ノ實ヲ舉ヘキ旨ヲ誓ハシメタル後之レカ承認ヲ與フルモノトス

第五條 本院ノ維持ハ本院賛助員評議員及慈善家ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 本院ニ左ノ役員ヲ置ク

- 院長 一名 院務ヲ總理シ本院ヲ代表ス
- 理事 一名 院長ヲ補佐シ院務ヲ處理シ在院者ヲ監督ス
- 評議員 若干名 本院ニ關スル重要事項ヲ審議ス

第七條 院長及理事ノ任期ハ各二箇年トス



第八條 本院ノ趣旨ヲ賛同シ金品ヲ寄附セラレタル篤志家ヲ以テ賛助員トス

第九條 評議員ハ賛助員中ヨリ互選スルモノトス

但創立ノ際ハ發起人ニ於テ評議員ヲ推選ス

第十條 本院ニ書記若干名ヲ置ク理事ノ命ヲ受ケ庶務及會計ニ従事セシム

第十一條 院長ハ評議員之ヲ選定シ理事及書記ハ院長之ヲ囑託ス

第十二條 役員ハ總テ無報酬トス

但理事ニハ評議員會ノ議決ヲ經テ金品ノ報酬ヲナスコトヲ得

第十三條 書記ニハ左ノ月手當ヲ支給スルコトヲ得

一 内地人拾圓以上四拾圓以下

一 朝鮮人六圓以上拾五圓以下

第十四條 規定ノ改廢又ハ評議員ノ増減ハ評議員會ニ於テ之ヲ決定ス

第十五條 評議員會ハ必要ニ應シ之ヲ開ク

但シ會合ヲ省略シテ回覽議決ニ代フルコトヲ得

第十六條 本院ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 寄附金品收納簿

一 就業簿

一 現金出納簿

一 備品受拂簿

一 消耗品受拂簿

一 日誌

一 宣誓簿

第十七條 在院者ニハ每週一回以上修身訓話ヲ爲シ又志望者ニハ習學ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十八條 本院ノ所得金ハ總テ銀行又ハ郵便局ヘ預入シ院内ニ現金ヲ留置セサルモノトス但日常必要ノ限定金額ハ此限ニアラス

第十九條 在院者を備入レントスルモノアルトキハ本院ハ直接備主ニ其勞働及賃金ヲ約定シ之ニ應スルモノトス

第二十條 在院者所得ノ賃金ハ毎月之ヲ計算シ食費其他ノ雜費ヲ扣除シ殘額及入院ノ際所持セシ金員ハ本人ノ名義ヲ以テ銀行又ハ郵便貯金トナサシメ利子ヲ計リ其ノ通帳ハ本院ニ於テ保管シ濫費ヲ防止シ保護ヲ解クノ際之ヲ本人ニ交付ス



在院者ニシテ貯金拂戻ノ請求ヲナシタルトキハ院長ハ其事由ヲ調査シ必要ト認ムルトキノ外之ニ承認ヲ與ヘス

第廿一條 在院者ニハ寢具及勞働用器具ヲ貸與スルノ外時服及理髮等ノ費用ハ自辨セシム若シ自辨シ能ハサルモノニハ貸與又ハ惠與スルコトアルヘシ

第廿二條 在院者ニシテ本院又ハ他人ニ對シ損害ヲ加ヘタルトキハ其情狀ニヨリ保管ノ貯金ヲ以テ賠償セシムルコトアルヘシ

本院ハ如何ナル場合ト雖トモ在院者ノ所爲ニ就テハ一切其責ニ任セス

第廿三條 在院者逃亡シタルトキハ其遺留金品ハ六個月間留置キノ上本院ノ資金ニ加入スルモノトス

第廿四條 在院者死亡シ引取人ナキトキハ本院ニ於テ埋葬ス死亡者ノ金品ハ其費用ニ充テ剩餘アルトキハ親族ニ交付スヘシト雖モ受取人ナキトキハ本院ノ資金ニ加入ス

第廿五條 在院者自立自營ノ途立ツニ至レハ隨時保護ヲ解クモノトス

第廿六條 院長ハ毎年六月十二月ノ二回本院ノ事業成績並ニ會計出納ニ關スル事柄ヲ院內一定ノ場所ニ公示ス

第廿七條 本規定ハ大正三年一月十日ヨリ施行ス

### ◎平 北 保 護 會

所在地 平安北道新義州府眞砂町三丁目一番地

設立 大正元年十一月三十日

沿革 平安北道義州及新義州在住の有志間に出獄人保護の議起り大正元年十一月平安北道長官の認可を受け會長及評議員の選定會員の募集を爲し専ら其の事業の發展に努め大正五年十月被保護人收容所を新義州大谷派本願寺布教所の一部に置き主として一時的保護をなし來りたるも同所は狹隘にして多數の收容を許さざりしを以て大正七年二月建物十四坪の一棟を借入れしも保護上遺憾少なからざるを以て大正九年六月現在の所に敷地百十三坪を得建坪二十一坪より成る事務所及保護場を新築して主事一名を事務所に宿泊せしめ専ら職業の紹介又は收容保護者の保護に盡力せしめつゝ今日に至る。

組織 會員組織にして役員として會長、副會長各一名顧問、評議員、賛助員、主事各若干名を置く。  
維持 總督府補助金、會員及有志の義捐金、地方費補助金(但昭和元年度に於て始めて補助を得)其の他雜收入に依り維持す、最近一箇年の收支豫算左の如し。

大正十四年度收支決算



歳入合計 七、七二四・六七〇  
 歳出合計 一、四六二・八一〇  
 差引残額 六、二六一・八六〇………來年度繰越

事業 一、本會は免囚保護を第一義とし出獄者の旅費及時衣の惠與、職業の紹介、收容保護等を爲す。

二、大正十四年度より養豚事業を興し目下之が擴張を企圖中。

三、農場經營、收容者を使役し農場を經營す、若し收容絶無の場合は新義州刑務所へ委託作業に付し大正十四年度以降相當の成績を得。

四、其の他刑務所と直接の關係を以て刑務作業を利用する諸事業。

五、設立以後の成績(大正元年度より大正十四年度迄)

1 直接保護	男 八〇	女 五	計 八五名
2 間接保護	男 四八	女 一一	計 五九名
3 一時的保護	男 一、六六六	女 一〇八	計 一、七七四名
計	男 一、七九四	女 一二四	合計 一、九一八名

### ◎春川保護會

所在地 江原道春川郡春川面佳淵里

設立 明治四十五年三月

沿革 設立當時に於ける春川分監長は裁判所職員と協議し贖金を以て免囚の保護に當りたるが大正五年以降地方一般官民の入會者あり會員數増加すると共に基礎確實となれるを以て大正七年民家一棟を購入し收容場に充てたるが大正八年十二月火災に遭ひたるを以て大正十年煉瓦建(十九坪五合)を建築し今日に至る。

組織 分監經營にして會長には道内務部長を推すの例なり會員百五十餘名に達す。

維持 本會は國庫補助金百五十圓及會員の會費及贖金收入其他預金利子二千二百八十五圓を以て經理す。

事業 事業開始以來成績左の如し

事業成績表 (自明治四十五年三月至昭和元年十二月)

事業一、收容して保護したる者







時衣又は旅費を送付せしめたるもの	一八二	二二二
計	六三	五九
	六八	一六

◎咸興博仁會

所在地 咸鏡南道咸興郡咸興面雲興里五百六十四番地

設立 大正元年九月十一日

沿革 出獄人にして他に倚る所なき者を保護し生業を與へ自營の途を得しむる目的を以て地方官民相謀り設立したるものにして大正十四年一月財團法人組織とし名稱を博仁會と改稱せり。

組織 財團法人。

維持 一般有志家の寄附、官の補助及事業収入を以て維持す大正十五年度豫算一萬二千五百三十六圓なり。

事業 大正十五年中收容保護人員五十名、一時保護人員四百名にして收容場の狹隘を感じ昭和二年に於て増築を計畫中なり。

◎元山保護會

所在地 咸鏡南道元山府榮町

設立 大正二年四月二十七日

沿革 咸興保護會に同じ。

組織 社團法人。

維持 有志の寄附及官の補助を以て維持す大正十五年度決算百六十五圓なり。

事業 開所以來一時的保護を加へたる者七百五十名にして大正十五年度に於て保護を加へたるもの二百一十一名なり。

◎清津免囚保護會

所在地 咸鏡北道清津府巴町七番地

設立 大正二年二月二日

沿革 初め咸興監獄清津分監の職員を以て組織し毎月幾分の餼金を爲し僅に保護を加へ來りたるも出獄人日を増加するに及び事業の經營困難を感じたりしが會の趣旨を汎く宣傳し賛助員多數の入會者を得たるを以て會の基礎漸く確實となり次で國庫の補助下付ありたるを以て收容所及保護會事務所等の建設を見るに至れり。



組織 會員組織にして役員として會長、幹事、書記各一名、顧問、評議員各若干名を置く。

維持 會費及國庫補助を以て維持經營す。

事業 本會は監獄並警察留置出場者は内鮮人又は外國人たるの區別なく受恩典者滿期釋放者にして改悛の状あるもの及稍改悛の状あるもの、中に就き

(イ) 歸郷するも父兄、親族等のなきもの

(ロ) 家族中に相當の保護者なきもの

(ハ) 家庭不良に原因し再犯に陥る虞あるもの

(ニ) 歸住地なきもの

(ホ) 歸郷旅費及時衣なきものにして一時保護の必要あるもの

(ヘ) 其の他保護の必要ありと認むるもの

前各號に該當するものを選択して保護を加へ來れるが其の結果良好にして保護を受けたるものにして未だ曾て再犯したるものなし本會に於て保護を加ふるもの大正十五年中三百三十七名に及び又基金も目下約三千圓に達し本會經費の大部分は其の利息に依りて支辨し得るに至れり。

尙右の外建物八百六十二圓九十錢、什器二百二圓七十五錢を有し居れり。

## 第九章 社會教化事業

### ◎本府の社會教化事業

巡回講話

社會教化に關しては明治四十五年五月以降朝鮮語及朝鮮の習俗に精通し且社會教化に關し學識經驗を有する專任指導者を内務局に置き隨時地方に派遣して巡回講話を爲さしめ民風改善勤儉貯蓄、民力涵養乃至生活改善に關し衆庶の自覺を促しつゝあり。

青年團指導者の内地視察

朝鮮人青年團體の指導者養成の趣旨を以て各道より青年團幹部三十餘名を選抜して第一回内地視察團を編成し内地に於ける優良農村並青年團體の着實なる活動狀況及都會地に於ける文化的施設を視察せしめたるが朝鮮の青年指導啓發及地方改良上有形無形の効果を齎したるを以て第二第三の視察團派遣の豫定なり。

勤儉貯蓄及副業の奨励

農閑期を利用し蒔、繩、叭、草鞋の製作及布織又は養蠶、養鶏に従事せしめ或は冠婚葬祭の費用其の他の冗費を節し之を貯蓄せしめたるに其の効果尠なからざるものあり今之が結果を全部に亘り數字を以て説明するは困難なるを以て貯蓄及副業を目的とする稷、組合に就て見るに大正十四年末現在に於て稷、組合數一萬九千六十七、稷組合員數八十一萬四千三百三十八



吏員及篤  
養行者の選

人を算し之が貯蓄額現金三百四十九萬百二十五圓に達せり(土地家屋は含まず)。  
大正三年以降面長、府面吏員、學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良にして他の模範たるべき者及産業、土木、教育、救濟其の他公共事業に盡瘁して功勞あり地方の儀表たるに足るべき篤行者に就き本府に於て之を表彰すると共に各道知事をして表彰せしめ以て地方民心の作興に資せしめつゝあり。

### ◎道地方費の社會教化事業

各道に於ては地方費を以て夫々社會教化の事業を實行しつゝあるが其の施設の重なるものは左の如し。

- 一 社會教化に關し學識經驗を有する職員を置きて巡回指導を爲さしむること
- 二 地方改良講習會並民力涵養及修養講演會の開催
- 三 圖書館並村落巡回文庫の設置
- 四 面吏員及地方有志の内地視察、面吏員内地優良町村委托生設置
- 五 青年團體の指導及優良團體の表彰
- 六 活動寫眞及印刷物に依る教化の宣傳

### 七 篤行者の表彰

以上の諸施設に要する各道豫算の總額は大正十五年度に於て二十八萬一千四百五圓を算す。

### ◎京城府立圖書館

所在地 京城府長谷川町一一五番地  
設立 大正十一年十月一日

沿革 本館は通俗的各種の圖書を蒐集し公衆の閱覽に供し智識の開發人格の修養に資する目的を以て設置したるものなり。

組織及維持 京城府の經營に屬し府費を以て維持す大正十三年度の經常費豫算二萬二千六百六十三圓なり。  
事業 館長以下九名の職員を置く閱覽室は男子室、婦人室、兒童室の三室に區分し男子室四十五坪百九十人、婦人室五坪二十二人、兒童室二十五坪百三十人を收容するの設備を爲しあり藏書は其の數二萬六千冊にして大正十五年中に於ける閱覽者は五萬九千四百五名なり。

### ◎鐵道圖書館

所在地 京城府漢江通十六番地



設立 大正九年七月

沿革 大正九年南滿洲鐵道株式會社に於て滿鐵京城圖書館を創設し鐵道従事員及其家族に利用せしめかたはら之を一般に公開す。而して大正十四年四月鐵道局組織の變革にともなひ朝鮮總督府鐵道局圖書館と改稱し大體従前の方針により其の經營を繼續せり。

組織及維持 朝鮮總督府鐵道局の經營に屬し局費及財團法人鐵道救養助成會の寄附金を以て維持經營す。

事業 本館は昭和元年十二月末現在藏書六萬三千四百九十一冊を有し左記の方法により圖書の閲覽を圖りつゝあり。

- 一、館内閲覽 閲覽は一般閲覽室八十人、婦人室十五人、新聞閲覽室三十人を收容することを得。
- 二、兒童圖書館 別に「兒童圖書館」を併置し局員子弟の滿十五歳未滿の兒童（中等學校生徒を除く）の利用に資し百人を收容し得尙其一部には「母の圖書館」を併有し主として主婦の爲の讀物をあつめ館内閲覽館外帶出等に供せり。
- 三、館外帶出 圖書館所在地在住の局員または待遇閲覽券所持者並沿線各地在住の局員に對し當館藏書を館外帶出閲覽に供す。

四、巡回文庫 沿線各地在住局員及其家族の爲に巡回文庫約二百箱（一箱約四十冊）を有し固定式方法を以て朝鮮全線を四十巡回區に別ち各區に三箱を定期回送す。

五、家庭文庫 圖書館所在地在住局員の家庭に讀書趣味を涵養する爲家庭文庫約百五十箱を有し各棟に一箱宛（一箱十冊）一月期限十日間とし家庭文庫を回覽に供す。

六、列車、ホテル文庫 鮮滿直通列車に列車文庫を鮮鐵直營の各ホテルにホテル文庫を設け旅客無料閲覽に供す。

七、圖書の取次販賣 鐵道關係書と一般修養書を局員に限り取次販賣をなす。

八、各個所専用圖書 鐵道局各個所専用備付圖書新聞雜誌の購入及保管事務を扱ふ。

### ◎仁川府立圖書館

所在地 仁川府山手町一丁目一番地

設立 大正十二年一月六日

沿革 本館は通俗圖書を蒐集し一般公衆の閲覽に供する目的を以て設置したるものなり。

組織及維持 仁川府の管理に屬し府費を以て維持經營す大正十二年度の經費豫算二千八百圓なり。

事業 本館は公園と隣接して市の中央高臺に位置し敷地三萬千坪建物百七十三坪あり圖書千冊を備



へ閲覧室は男子室十坪三十八人、婦人室九坪十人を收容するの設備あり大正十五年中の閲覧人員は一萬三千八百六十八人にして一日平均閲覧者數約三十八人なり。

### ◎大邱府立圖書館

所在地 大邱府東雲町(府廳構内)

設立 大正十二年十一月新築移轉

沿革

大正七年十月慶尙北道物産共進會が大邱府に開催せられ當時出品せる模造朝鮮館の建物一棟を無償にて府に保管轉換を受け之を大邱軍人集會に隣接せる國有地に建設し爾來有志寄贈の書籍並年々一千圓以上の書籍を購入備付し來りしが更に大正十二年中府費三萬三千圓を以て府廳構内に新築移轉せり。

組織及維持

府の直營にして事務員二名小使一名を常時配置す府費を以て經營す大正十五年度の收支豫算を示せば左の如し。

#### 大正十五年度收支豫算

收入	一七七・五六	圖書閱覽料
支出	四、九四七・〇〇	雜給、需用費、修繕費

## 第十章 雜

### ◎愛國婦人會朝鮮本部

所在地 京城府南山町三丁目三十三番地

設立 明治三十九年九月

沿革

愛國婦人會は明治三十九年九月朝鮮本部を京城に置き委員部を理事廳所在地に置く。明治四十四年二月本部規則を制定し朝鮮本部を朝鮮總督府所在地に支部を道廳所在地に置き支部は其の管轄區域中便宜の地に委員部を置くこととなれり。

組織

本部に部長を置き會長の意圖を承け部内一切の會務を統理し各道支部に支部長各府郡島委員部に委員部長其の他各必要の職員を配置し會務を取扱ふ。

會員

昭和元年十二月末現在會員數左の如し。

佩有功章	朝鮮人 五百八十八人	特別維持會員	朝鮮人 十八人	特別會員	朝鮮人 六千六百二十七人
通常會員	内地人 一萬六千七百五十八人 朝鮮人 九千九百二十六人	贊助員	内地人 六百七十八人 朝鮮人 百四十二人	合計	三萬五千三百四人

維持

昭和元年十二月末現在現在資産總額七萬〇八百三十九圓四十錢此の内資金四萬九千五百十五



圓五十二錢にして之等より生ずる利子及會費融出金及篤志寄附金等を以て資金を造成すると共に其の經費に充つ。

事業 本會は戰死並準戰死者の遺族及廢兵を救護し兼て社會救濟事業等を実施するを以て目的とせしが本部創立以來の施設事業中重なるもの左の如し。

(一)慰問 日獨戰爭慰問袋聯合國傷病兵の罹災者の慰問金、西伯利亞出征軍隊の送迎並慰問袋寄贈等に關する取纏め金額合計二萬八千六百十四圓十六錢。

國境警備員に對し前後三回に亘り慰問袋を寄贈したる取纏め金額合計三萬三千二百九十一圓二十六錢。

大正十二年八月西鮮水害罹災者慰問金全鮮會員有志に依り取纏め平安北道、平安南道、黃海道管内罹災者に寄贈分配したる金額二萬八千二百五十三圓四十六錢。

大正十二年九月關東地方震害罹災者慰問金品を取纏め震災救護事務局に寄贈したる慰問品數量十四萬四千四十四點此の價格十二萬一千五百三圓四十六錢慰問金三萬七千四百六十一圓七十四錢。

大正十四年八月京城府及高陽郡其の他全鮮各地水害罹災者慰問金を本部役員會員有志に依り取纏め朝鮮水害罹災者救濟會宛に寄贈したる金額四千五百七十圓七十錢尙慰問袋其の他

新古衣類を京城府尹宛に寄贈し分配したるもの一千三百三十八點。

此外毎年帝國海軍下士官兵見學團及廢兵見學團入城の都度辨當又は茶菓卷煙草等の接待を爲したる者大正十四年以降廢兵將校三十人下士兵卒百十人海軍將校一千〇五十人下士官兵一萬五千四百十九人。

(二) 弔慰 尼港殉難者追悼遺族弔慰及朝鮮各地騷擾事件殉難者等に對し寄贈の金額合計二萬五千二百八十四圓二十四錢。

(三) 常設事業

一、愛國婦人會京城幼稚園

位 置 京城府明治町一丁目三番地

開 園 大正十一年五月一日

園 舍 木造瓦葺平屋建坪百三十九坪一合八勺外地下室十六坪七合

敷 地 五百八十一坪三合七勺

職 員 園長(愛國婦人會朝鮮本部長)以下保母、助手六名

保育狀況 內鮮幼兒を收容保育せるが創立以來(自第一回至第五回)保育修了兒合計三百四十名(內

地人二一四朝鮮人一二六)を出し現在保育中の幼兒左の如し。



内地人七十六人

朝鮮人六十五人

合計百四十一人

二、愛國婦人會朝鮮本部産院

開院 大正十三年十月二日

目的 一、妊産婦保護、助産に要する診療費を可成低廉ならしむること 二、極貧者に對しては無料診療を爲すこと 三、乳兒保育相談の需に應ずること。

所在地 京城府竹添町一丁目日本赤十字社朝鮮本部病院内

建物 煉瓦造二階建建坪五十三坪、入院室階下三室階上六室合計十二床、上下廊下、

手術室、準備室、産室(二室)等工費二萬四百四十五圓。

維持 經營維持に關しては日本赤十字社朝鮮本部同本部病院に委任しあるに付經費を要せず。

業務成績 開院以來の分娩件數二百五十六件。

# 附 録

## 朝鮮に於ける救濟制度の沿革

### 第一 總 説

朝鮮に於ける窮民救濟は遠く新羅の上代に於て源を王家仁政の餘澤に發したり。新羅の儒理王(新羅第三王五年、日本垂仁天皇五十七年、西曆紀元二十八年)國內巡行の途、飢寒瀕死の一老嫗を見て惻隱怜恤して衣食を賜ふて之を救ひ、仍ほ全國の鰥寡孤獨老病にして自活の途なき者を調べて賑恤を施したるを嚆矢とし、爾後三國の仁君賢主が恩惠的に之を救恤したりしが、後三國爭覇の世となるや、各國は軍馬を練り兵糧を蓄ふる一面には民の饑饉を救ふて流亡を防ぐの必要生じ、茲に國庫を傾けて之を賑恤することとなり、以來救濟は専ら國家事業として行はれたり。

新羅は三國を統一し、次に高麗之に代ふるや、佛教の影響を受けて慈悲を以て君徳と爲し、歴代其の善政を誇るの事蹟として之を挙げざるはなく、或は常平倉を設けて備荒の策を講じ、或は義倉を設けて施餓救貧を爲し或は大悲院を設けて醫療を施したる等各種救濟の制度は多く麗朝に於て發達し當時救濟の政は實に經國濟民の全部たるの觀を爲したり。



李朝之を繼承するや、儒學の精神に基き王者民の産を制するに當り、一民たりとも飢寒溝壑に轉ずるは王者の責任なりと爲し、茲に國家は救済を以て重要な政務とし、羅麗の遺制を擴張し、國力を盡して之れに従ひたり、李朝を通じ救済行政上原則とせる事項は、

- 一 自活の途なき窮民は、原因の凶歉によると其の他によることを問はず國家が其の救助を保證す、苟も民を溝壑に轉せしむるは治者の責任にして仁政の汚點なり。
- 二 救助は先づ食糧を貸付し、全く窮乏せる者は其の生命を繋ぐに足る食料を施給するものとす。救助を與ふるは死を免かれしむるが爲なればなり。
- 三 救済は迅速にして實情を得るを以て貴しとなす、機を失せば救済の效薄く、實情に適せざれば反つて惡弊伴ふべし。

四 救済の資源は先づ國費を節約して得たるものを以てし、尙救済貸付により生じたる利息を以て補ふものとす、救済費の爲に濫りに民の負擔を重ぬるは又濟民の道に非らず。

李朝の救済は大體此の原則に基き施行され、邦家五百年の仁政は大方是れに由りて表徴されたるが、其中葉昇平の代に於ては國家の餘力は多く之れに費され、救済餘りに逼洽して爲に民をして惰弱の風を馴致するの結果となり、季世に至りては諸般の弊政と共に是亦形式に流れて幾多の弊害を経験したり。

救済事業の種類は備荒を最も重要となすものにして、常平倉、義倉及還穀、交濟倉及濟民倉、社會等の制あり。次は救荒の臨機處置にして、蠲減、賑貸、賑恤、施食、輕糶及防穀、救荒方、願納等の方法あり。次は四窮丐乞の保養取扱にして、親族扶養、官府留養、寺院及民家收養、養老等の制あり。次は醫藥治療にして、大悲院、濟危舖、惠民局、活人署、濟生院、惠民署、廣濟院、月令醫等の施設あり。次は婚喪の顧助にして、特殊階級の婚姻督勵及喪葬費扶助の制あり、次は隣堡相救なりとす。以下順次詳述すべし。

## 第二 備 荒

備荒の政は農業立國の朝鮮に於ては經國の大政として歷代之に力を盡さざるはなく、其の施設は一に倉積の方法に依りたり、以下其の主なる施設に付叙述すべし。

### 一 常 平 倉

常平倉は高麗成宗王十二年(日本天元十七年、西曆九九三年)漢の太守耿壽昌の古制に則り、兩京及十二牧に設置したるに始まる。

太守耿壽昌、作穀倉、歲豐則增價以糶、歲歉則減價以糶、使穀賤不傷農、貴不傷民。名曰常平倉(漢書)穀倉の制は既に三國時代の昔にあり、高麗又其の設けありしも、此等は主として國家軍需に備ふる爲



にして、偶々饑饉あらば之を發きて賑恤を爲すを例とせしが、高麗三國統一の後を受け諸政漸く備ふるや、發倉賑恤の姑息策なるを憾み、國民の食糧を調節し、荒歉を防備するの策として先づ常平倉の制を採り、松京(開城)東京(慶州)及十二牧の都邑に之を設けれ、豐年の時は高價を以て穀物を買集蓄積し置き、凶年の時は廉價を以て發賣し、以て穀物を貯へ糜費を防ぎ併せて穀價の平衡を保たしむること、せり。

此の制度は歷代之を襲用して當時農業の發達上多大の効果を奏し、引續き李朝に入るや、世宗此を擴張して京畿には常平廳、京外に常平倉を設け、各基本米を設置し、又穀物の外布木を加へて穀價騰貴の時は穀物を賣つて布を買ひ、下落の時は布木を賣つて穀を買ひ、穀、布併せ調節して國民をして衣食の常經あらしめたり。

然れ共施設既に久しく管理散漫にして、往々之を他に流用し或は兵火に蓋失して更に收拾すべからざるに至りたるを以て、仁祖(日本元和二十二年、西曆一六三六年)遂に之を廢し、殘財は之を賑恤の資として整理したり。

十三年春二月罷常平廳、從戶曹判書崔鳴吉之言也、上以飢民賑救之資、不宜他用、以本廳物貨、質米儲置、爲他日賑資、書啓其數、俾不得擅用(國朝實錄)

## 二 義倉及還穀

義倉は高麗の成宗五年(日本天元九年、西曆八九七年)専ら凶年賑貸の目的を以て各州郡に設置したるに始まる、義倉の制は往古隋の長孫晟が其の居村に設け村民と共に穀物を醸出して荒歉に備へたるに緣起す。高麗の成宗は政府の施設として之を經營せしめ、年々官穀の剩餘を義倉に納め、貧民に貸付して糶糶を行ひ、彼の常平倉と共に濟民の效驗多かりしが、其の末葉に於ては兵亂凶歉年を連ね朝廷は數々元朝に賑穀を請ふて纔かに急を救ふの状態にして、義倉は全く空虛せり。

次いで李朝となるや、國庫各種の穀物を擧げて備荒の資に充て、其の半數は之を据置き半數は年々民間に貸付し、翌秋之を還納せしむるを定例と爲し、之を還穀と名付たり、世宗王の教書に曰く。民惟邦本、食爲民天、此因水旱風雹之災、連年凶歉、至於有恒產者、亦未免飢餓故、爰命戶曹、定爲還穀之例、亦直發倉賑濟、守令之不恤民隱者、間亦有焉、已令有司治罪、嗟呼生民之衆、餓殍之狀、非予寡躬所能周知、監司守令、近民之官、當體予至懷、夙夜匪懈、賑窮調乏、勿使飢餓、予將遣朝官、審其能否、如有一民餓死者、當抵罪不宥(世宗元年實錄)

爾來州牧の吏は、國租收入の米穀を或は義倉に、或は常平倉に、又は軍餉倉に、所在各種の倉舎に藏納し、地方必要の經費を支辨して後は、其の半額は据置き半額は歲の豐凶を問はず民間に貸付して秋之を還納せしむること、し、後に損縮を補ふ爲め耗穀を稱して一二割の利息を付し、之を以て一般農民の救済に資すると共に、一面倉穀の更新を圖り、朝廷は時々御使を派遣して之を督勵監査す、當



時倉舎の管守と還穀の出納は實に地方行政の重要事項たり。

還穀の充實せる英祖王時代(日本享保十年、西曆一七二五年)に於ける還穀總數は三百萬石を算へ、當時全生産の大部分を占めたり。

八道還穀數

道名	米(石)	雜穀(石)	計(石)
京畿	二〇、三二八	三七七、三七六	三九七、六〇四
忠清	五一、四一七	四八八、五三三	五三九、九四五
江原	四五、三四六	二五八、四〇六	三〇三、七五二
黃海	三、八四二	一一七、九一八	一二一、七六〇
全羅	八〇、八七四	一三七、四〇四	二一八、二七八
慶尙	八五、二〇〇	八四七、四五七	九三二、六五七
平安	七一、七二五	六五、六六三	一三七、三八五
咸鏡	一六、〇六五	二三〇、四八六	二四六、五五五
計	三七四、六九四	二、五二三、二四二	二、八九七、九三六

還穀は斯の如き勢を以て毎年民間に循環され、近代に至るまで京郷大小の官吏は擧げて此の事の從

ひたれば、李朝歴世の政府が如何に救済に力を盡したるかを想ふべく、文恬武嬉五百年の治平を保ち得たる又之が力に頼るもの多しと云ふべし。

特に茲に注意すべきは、此の還穀賑貸の救済が餘りに普遍的に且つ數百年の長きに繼續したる爲め、其の結果は意外の影響を貽したるなり。即ち

第一 民生救済の恵に慣れ相率ひて懶弱に陥りたること。

第二 政府は多くの農産物と耕地とを領有し、地方の富を獨占して爲に民間産業の自由發展を妨げたること。

第三 地方官吏の横暴を助け、私に利殖を圖るの便を與へ、誅求の弊を伴はしめたること。

是れ正に還穀の制が生みたる弊害にして、之を繰返すこと幾年月、遂に民をして蘇生し難き困憊に陥しめたり。翼宗王十三年(日本天保元年、西曆一八二九年)嶺南の文臣朴孝參が民情を具陳したる上疏はよく此の實狀を盡せり。

疏曰臣、罷官踰嶺、十有五年、目睹耳聞、不過生民疾苦、汚吏殘酷也、故不拘常格、敢效叫闕之悃、惟聖明垂察焉、外邑還穀之爲民弊者、無邑不然、其中最甚者、居昌、咸陽、山淸、安義、三嘉、等邑是已、每邑穀總、殆至十萬、而三營之穀、居其半、空穀之數、三之二也、有國之設置還穀者、一以儲軍餉、一以濟貧民、爲官長者、豈欲以空穀徵捧、而只緣穀總大多、耗剩漸滋、莫可以精實穀準



捧、捧之未半、歲且垂窮、民多逃走、於是乎勸徵隣族、而只欲畢免罪、有納無退、故純然空穀也、初頭所捧實穀、皆入色庫之偷弄、其外分給、全是空穀、民或投棄、空手歸家、其可曰濟貧民、而助農糧乎、此若斥賣則、一石之直、不過六七分錢、故官與吏、爭相買取、仍留庫中、及至秋糴、以其買置之空穀、屬之已捧、至於新捧之實穀、以錢代徵、專歸私囊、邑邑如是、年年爲例、可勝嘆哉、況於還糴之際、便成一番騷亂、民人多繫縣獄、斗粟難辨、將差遍搜閭里、甕儲已盡、飢男寒女、號哭相續曰、還穀我、甚至於父子兄弟、恩情或傷、而倫彝敦悖、鄉里族屬、讎冤輒生、而風俗乖戾、此莫非糴糶之致、且其空穀、倍於實穀、不可爲軍餉、不可爲農糧、此不足有無於國家、只爲貪汚輩肥己之資、則何不爲變通、以思懷保之道哉、近年以來、使本邑作錢、移送沿邑穀少處、而惟其空穀、無以發賣於市場故、抄出境內之稍饒者、或給百石、或給五六十石、每石定以一兩二分錢、嚴督勒徵、當此錢荒之時、未由備納、或捐牛馬、或賣田庄、漸致蕩敗、以此觀之、勿論貧富、並受其殃、若欲永祛此弊、必減多爲少、以虛爲實也、今宜另擇廉明之人、別遣摘奸於穀多邑、反閱各倉、區別虛實、如無實粒、則雖投水火固無可惜、而若曰國穀、不宜全失、則以其虛穀三石、擴作實穀一石、及其秋糴、一直精捧、則此雖四五萬石、而軍餉可恃、農糧可助、貪猾之偷弄可杜也、生民之族苦可去也、如是釐正然後、又正其穀德、大邑八萬石、中邑五萬石、小邑三萬石、至若元會穀、則折半分留、比營穀加倍、而監督穀則、自是盡分者也、每邑限以一萬石、則七十一州之當年耗條、爲七

萬一千石、此甚豐厚也、兵統營之穀量、宜定限、每邑置以四五千石足矣、如是定制然後、元會耗則、待春作錢、納于地部、以補經費、三營穀則、歸于該營、以爲需用、且耗條、勿論山沿、通同發賣、不爲偏留、以貽民害、則當此昇平之世、豈有流離之恨乎云々(文獻備考)以て當時の還穀弊害の一端を知るに足らん。

### 三 交濟倉、濟民倉

李朝肅宗王より英宗王に至る間(日本延寶元年至享保年間、西曆一六七二年以降六七十年間)に施設されたるものにして、各道還穀の相互補足の用に備ふる爲め、南北沿海並江岸運輸便利の地に建設し、北は交濟、三南は濟民と名付けたり、是れ還穀の制が地方を區劃とせるの結果、南北豊凶を異にする時は、互助融通の爲め此の施設を必要とせり、共に中央政府の直營に屬し、穀を移して以て民を移すの勞を省くに資したり。

諸道瀕海、設倉儲穀、遇隣道凶荒則、轉輸救濟、遇極凶則、別遣御史監賑(大典會通)

### 四 社 倉

社倉は宋朱子が隋長孫晟の創案に係る義倉の古制に稽へ、南宋崇安縣に於て里民共同の備荒貯穀を爲さしめ、百戸を以て一社となし、一社に一倉を設け、社首、檢校を置きて管理せしめ、社倉と名付けたるに濫觴し、其の法朱書に依り朝鮮に傳はり、李朝の初期より、或は地方官に於て此法を模倣し



て、官費を以て之を施設せるものあり、又は地方有志自ら相謀りて類似のものを設くるものありしが、肅宗王十年（日本延寶十三年、西曆一六八五年）左承旨李端夏の建議により、之を調査大成して、社倉條例を制定して各道に頒布せり、其の要領左の如し。

イ 里民凡そ百戸を一社とし、社に社倉を設く。

ロ 社倉は社民共同貯穀の所とす。

ハ 社倉は土審とし、社民共同出力して里内人口最も多き場所に之を築造す。

ニ 社民は毎年應分の穀物を醸出し社倉に貯納するものとす。

ホ 社穀は毎年其の半分は社倉に据置き、半分は春季に社民に還付するものとす、据置穀物は毎年新穀を以て更新するものとす。

ヘ 据置穀は都合により社内貧民に貸付す。利息は年二分とす。

ト 貸付を受けたる者罹災流亡し回収の途なきときは、社民之を分擔して元本を補充し置くものとす。

チ 社に社首及檢校を置き民選とす。社首は社務を管理し檢校は倉舎の守護及書記に任す。

リ 社倉は地方官の監督に屬し、戸曹の所管とす。

是れ社倉制度の梗概なり。從來備荒の施設は、主として義倉還穀の制により、官穀を民間に貸付し利

息を付して回収するの法あるも、専ら地方官の直接管理に屬し、出納繁雜爲めに吏胥誅求の弊伴ひ易く、又一旦凶歉に遭へば回収の爲め苛政を重ねざるべからざるの結果となり、從て土豪鄉曲に武斷する者其の間に乘じて高利貸を爲し、弊害不尠に鑑み、李端夏の社倉の制は人民共同貯蓄により之を救済し、連帶責任を以て自治的に管理せしめむとしたるものにして、寔に進歩せる良法たらざるばあらざるなり、李端夏の社倉論疏は、當時備荒行政の真相を説き盡したるを以て参考の爲め全文を掲ぐ。

隋文帝開皇五年、度支尙書長孫平奏言、周官貯蓄之法、試令諸州百姓及軍人、當社共立義倉、收穫之日、出粟麥貯之、即委社司檢校、毎年收積、當社有饑饉者、即以此穀賑給、自是州縣、儲峙委積、至十六年詔曰、北境諸州、異於餘處、社倉並於當縣、安置者、必以邊地軍糧、不可不儲於州縣故也、隋文之致富、庶蓋由於用此道、此事詳載于文獻備考、而朱子又著於綱目、並載胡氏史斷、曰賑飢莫要乎、近其人、隋置倉于當社、飢民之得賑、其庶幾乎、後世義倉之名、固在、而置倉于州郡、一有凶饑、文移往復、給散艱阻、監臨胥吏、相與侵沒、而受惠者、大抵城郭之近、力能自達之人耳、必欲有備無患、當以隋氏爲法云、唐制凶荒則、有社倉、賑給不足、則徙民就倉、諸州又置常平倉、常平與社倉、爲公私交濟之法、社倉一名義倉、高宗以後、稍假義倉、以給他備、宋太祖乾德元年、詔曰有事之後、義倉寢廢、歲或少歉、失於豫備、宜令諸州屬縣、各置義倉、民有願借倉粟、州縣即給以聞、義倉不足、當發公廩者、奏待報、厥後義倉、或復或罷、而皆在縣、仁宗慶曆初、賈



豈又請立民社義倉、而不果行、至南渡後、朱子始建社會之議、糶於所居崇安縣五夫里、請留官府移粟而爲之、士大夫鄉居、多做行者、或聚私粟、或貸官穀、或義士捐私藏設之、朱子並爲之作記、又以爲此成周委積之法、而隋唐義廩之遺制也、又請於朝、以其法頒於諸路、皆令貸之、設倉取息、到十分然後還納、此義倉之源委也、我國州縣、皆有倉、設糶糴、此做隋氏北境及宋朝縣倉之制、而社會則、未嘗設置、遠村之民、咸仰官還則、胡氏所謂給散艱阻、胥吏侵沒者、在在皆然、惟幸昔時富戶殖穀者、里々有之、民寧樂受富戶什五之私積、而尠受官糶矣、自數十年來、州縣勒捧私債、奪與飢民、如欲還捧則、陷於刑禍、由是、富戶不復殖穀、舉一國村閭間、私儲蕩然、飢民不得已、專受公穀、受納之際、侵沒之費、反加於私債、刑杖催督、又從而刻急、民困之甚於昔時者、職由於此而、官穀當春夏、雖有折半留庫之令、不得遵守、終至傾竭乃已者、亦以民間無私儲可以交濟故也、朱子以爲、山谷小民、無蓋藏之積、雖樂歲、新陳未接、出倍稱之息、貸倉豪右、社會、又可以抑僥倖、廣儲蓄、所謂僥倖即倍稱之息也、今也、既使民間、私儲掃地而、又不設社會、小民無遠慮、秋收之後、亦惟不節於朝夕、其他濫費之事、窮民不計有無、以竭力乃已、至春夏間則、遑々汲々、舉厝餓死、此雖習俗之弊、亦上之人、制度有失焉耳、富戶專利、雖爲僥倖、然其當初、皆惜費而致之、故既富之後、亦不自屑用、一里有富戶、則其里秋收太半、入積於富戶之廩中、不歸於濫費、春夏復受、得以連命、惟是社會、此爲私中之公、又無侵奪之慮、貨殖之誦、但使官吏、着實勸誘則、興行

不難矣、臣於丙午秋、鄉居、適披朱子記社會、心所有感發、遂與同里士民、聚私穀而設倉、各人所納、皆標其名、翌年夏各以其穀分給、則人人皆喜曰、此穀若在吾家、到今豈有餘存之理乎、其節用救急之效、便可見矣、取息至倍後、還給本穀於各人、以其所息、并濟里中、今則所息頗優故、里中尠受官糶、民大便之、庚申、臣忝按畿輔、到界三日、即出令、勸設社會而、未及秋收、臣徑遞去故、各邑不復遵行、此事利益、臣請悉數之、社會十二之息、視官糶則加一分矣、視私債則減三分矣、收息適中、有滋益、無僥倖、此一利也。設倉里中、收納便近、又無吏胥縱操侵沒之弊、此二利也。里人視社會、如其家藏、不甚催督、自能一齊還償、而最窮之民、趁未備納則、有司雖奪其種子、而藏之、亦不怨者、以來歲、可以無弊還受故也。以此欠逋之慮、不如官糶、此三利也。民間既有積貯、則尠受官糶、始可留庫年久、慮其腐傷、則以民結、散給改色而已、官庫儲蓄常存、不至枵然、此四利也。凶年饑歲、公私俱有蓋藏、民無死亡之患、脫有變亂則、軍糧亦足、此其爲利、又何可以盡言也。臣自辛亥年間、疏陳此事、廟堂自其時、果能視爲大政、出力勸設、十數年之間、民間儲蓄、必大食其効、而甲寅年始頒事目、厥後更無人主管、仍歸不成、豈非可嘆也。此事在我國、先正臣李珥、近故儒臣尹宣舉、各設於所處鄉社、致仕官宋時烈、亦記於懷德、清州兩處、其爲便益、不獨臣驗之於鄉邑諸處而已、今者請貸公穀、使之遍設於國內者、亦本於朱子已行之法、而既貸公穀而設倉則、因其設施規模、兼可以私聚、此乃善誘之方法也、惟是各邑、倉吏庫子等、常以糶糴、爲出納



侵没之利、而分與各里則、頗失其利、故此輩最厭之、守令之怠於奉行者、又聽吏輩之言、既不以誠心曉諭民間、以爲不可行、士民識其便者、聞有新令、雖欲設行、官亦先示弛々之色、沮遏其願、何必預慮其或有不善行者、而初不爲之勸行也、其能勸獎成就、使之久行不罷者、亦在朝廷、力主官吏善導而已(文獻)

然れ共此制度の如き人民の自覺に俟つべきものは、粟谷、尤菴の如き學德兼備の中心人物のなき限り官治行政全盛の當時に於ては其の實現を期すること容易ならざるものあり、廟堂數々之を督勵するも地方遍く實施さるゝに至らず、爾來百餘年猶還穀出納の弊は依然として存したりしが、李太王三十二年諸政更新の時、從來國有の還穀を各面に下附し、面を共同團體と認め、之を基本として社倉を経營せしめ、社還條例を發布して之を處理せしめたり。

### 社還條例

開國五百四年(明治三十七年)  
度支部令第三號(西曆一八九五年)

第一條 社穀は從來の還穀を各面に分付して該面の公穀と爲し、窮節(主として春夏の交)に於て貧民に賑貸を爲すものとす。

第二條 社倉は面内に於て交通運搬の便利なる地點を選び、其の面里協議費を以て倉舎を築造すべし。

第三條 社還管理に關する事項にして本條例に規定なきものは、其の面里の公議に従ひ處理すべし。

面内の德望家五人を選舉し、其中より議員を定むべし。

第四條 社倉には社首一人、守倉一人を置き、面民の公議により選任し、郡守に報告すべし。

社首の印章は郡守に於て製造し下附するものとす。

社首、守倉は社倉の帳簿と鎖鑰を各別に保管し、社穀の増減を許さざるものとす。

第五條 社首及守倉には面公議に依り相當の報酬を支給することを得。

第六條 社穀は左の方法に依り出納するものとす。

一 歉荒又は不虞(水、旱、風、蟲の災害、疾病の類を云ふ)の歲には貧困者に貸付し、年賦又は一年を以て償還せしむ、但面民の公議によるべし。

二 平年は一般面民の志願により春之を貸出し秋之を回收す。

第七條 賑貸穀には米一石に付五升の利剩を付す。

利剩の収入は給料雜費及鼠損補足に充つるものとす。

第八條 郡守は社倉を監督す。

郡守は時々吏員を派遣して之を監査し、又社首より必要の報告を徴すべし。

第九條 社首は毎年三月社穀の計算書を作り、公議を経て各里民に回覽すべし。

第十條 面民は社穀の處理に付き郡守、觀察使に意見を開申することを得。



第十一條 市穀の出納は必ず豫め、期日を定め收納の時は近方の者を先にし、交付の時は遠方の者を先にして人民の便宜を圖るべし。

第十二條 各里に保正一人を置き、社穀に關し其の里民の保證に任するものとす。貸付を受けたる者逃亡したる時は、保正に於て其の里民に排分して之を補充すべし。

第十三條 面經營の社會の外退職の官吏又は士民、其の居村の爲め穀倉を私設して賑貸を爲す者ある時は、本條例は之を妨げず。

第十四條 社穀は毎年三月上旬新穀未出の時に貸出し、十月下旬之を收納するものとす。斗量は面民をして之を爲さしめ、計量の不正なからしむべし。

貸出の期日は社首之を定め、各里の保正に通告し、保正より里民に告示するものとす。

第十五條 倉舍及所屬什器は守倉之を保管し、擅に毀損し又は他に使用することを許さず。若し損失したる時は直ちに辨償すべし。

倉舍の修繕は其の面内各里輪番を以て之を負擔すべし。

第十六條 地方官は毎年倉穀出納の状況を調査し度支部に報告すべし。

第十七條 里民の保證及負擔排分の方式左の如し。

排保式

本里の人戸左の通り報告す		某里 保正 姓名 ㊦	
年	月 日		
社首 姓名 座下			
計	開		
甲 戸	姓名	職	業
	姓名	同	居住年月
乙 戸	姓名	同	
	姓名	同	
	姓名	同	

第十八條 社還米の貸付を受けむとする時は請米狀を提出すべし。

請米狀式	
某里居甲(或乙)戸姓名儀社會の米を借り受け秋成を待ちて乾燥せる良米を以て返納可致萬一保内に逃戸ある時は保内の者均分補償し敢て違誤可無保證候也	
年月日	某里 保正 姓名 ㊦
	甲(又は乙)戸 姓名 ㊦
社首 姓名	座下



第十九條 本條例は開國五百四年十月一日より施行す。

於是社倉の制は貯蓄の性質を失ひ、國庫より下附せられたる還穀を基礎として、面を單位とせる一種の團體により面民に農糧、種子等の融通を圖るの機關となり、從來官營還穀の積弊を革罷し、農家の經濟の救済に資して有効の制たり。然れ共當時國家多艱にして内政の修治に遑あらず。是等亦未整理の儘隆熙政變に及び、殘存の米穀は其の後面里有の財産となりて社倉の制は茲に終を告げ、此に代りて新に地方金融組合制度の發生を見たり。

### 第三 救 荒

救荒は凶歉災害に因る貧民の救済にして、國家當然の措置なるを以て夙に三國の時代より其の事例を見、歴代の明君仁政を誇るの事蹟として史上之を擧げざるはなく、高麗朝までは宮廷の重政として國王親しく之れに當りしが、李朝に入りては特に國初に(日本元中九年、西曆一三九二年)救荒廳を設けて専ら其の事務を掌らしめ、仁宗四年(日本天文十八年、西曆一五四九年)之を賑恤廳と改稱し、財産を附屬せしめて其の普及徹底を期し、宣祖四十二年(日本慶長十三年、西曆一六〇八年)宣惠廳と改めて併せて備荒の政を管掌せしめ、各道に所屬郎廳を置き、一般地方官吏と共に内外備荒救荒の事に従ひしが、光武五年(明治三十四年)惠民院に改め、隆熙改革と共に廢止されたり。

救荒の方法は食糧の賑恤を最も普通と爲し、或は租税、徭役を減免し、或は種子、糧穀を貸付し、或は米穀を廉價し及買占を禁じ、或は代用食物を奨励し、或は飯粥の炊出施給を爲し、寄附を募集するを例とせり、以下之を詳説すべし。

#### 一 蠲 減

凶歉の歳は田租を減免し、又は戸税、徭役を減免し、還穀の貸付しあるものは之を免除し、以て民の困窮を救済す、之を蠲減と稱して夙に三國時代より其の事例を見、李朝中世以降殆ど常例として行はれたり。

#### 二 賑 貸

賑貸は高句麗に於て古國川王により既に法を設け、凶歉の歳は種子又は新穀を得る迄の糧食を限度として官府より倉穀を貸付し、豊作を俟て之を還收するの例を開きしが、高麗朝以後、備荒施設の漸く完備するに従ひ賑貸愈々頻繁に行はれ、或は凶年に貸付して豊年に回収し、或は冬春に貸付して秋に回収することあり、又全く無利息あり、若干の利息を付することあり、李朝還穀設置以後は例年賑貸を以て一般細民の救済策と爲すに至れり。後世之に利息を付することとなりて以來、賑貸は却つて國庫の爲め利殖を圖るの方便となり、救済必要の有無に不拘例年之を地方民に排分するの結果を致し、弊害愈々頻繁なりしが、近代社倉廢制と共に全く廢止されたり。



三 賑 恤

救済の初歩として最も古くより行はれたるものにして、食糧を主とし鹽、糞、衣、布等の現品を施給するを例とす、三國時代に於ては各國の君王は競ふて倉穀を發きて賑恤を施し、延いては隣國の流民をも救施し以て仁政の表徴と爲したり、爾後高麗朝を経て李朝に入りては、備荒賑貸の制備はりたるも、君主は惻隱の情を以て王政の本と爲し、歴代愛憐憫悶の詞絶ゆるなく、常に賑恤を施し、李朝賑恤廳施設以後は益々其の惠澤遍く、貧民の調査施恤遺憾なきを期したり、從て人民は凶年丐乞を爲すことは敢て之を耻とせず、流離官府に到り賑恤を請ふことを當然事の如く思ひ、地方官は之を救恤せざるべからざるの責任を有せり、仁宗王（日本天文十四年、西曆一五四五年）は大典に於て地方官にして賑恤に心を用ゐず、爲めに餓死者を出したる者及其の事實を隠蔽したる者を處罰するの規定を設け、各道還穀の利息として收入する耗穀は賑廳に附屬せしめて専ら撫恤の資に充つるに至り、賑恤頗る勵行されたり、茲に於て人民は熙皞の惠澤に溺れ、流離丐乞年を逐て増加せり、李朝の治世と稱する正祖王十年（日本安永十六年、西曆一七八七年）の記録には、全國の飢民二百七十二萬六千口、賑恤米三十七萬九千石を算し、之を同年の戶籍録に見るに、全國總人口七百三十五萬六千七百八十を録せるに比し實に其の三分之一の飢民を出せり。蓋し民をして乞食道に陥らしめ、倉穀を發きて賑恤を施すこと、寧ろ勤儉貯蓄の難事を教ふるより近易なる牧民術と爲したらむには、又以て恠むに足らざるべし。

正祖王十年に於ける飢民賑恤數及同年に於ける戶口調査を比較するに左の如し。

道 別	飢 民 口 數	賑 恤 米 (石) (依實錄)	人 口 總 數 (依文獻)
京 城	九、六九七	四、八〇八	一九九、一二七
京 畿	一七九、九三九	一三、四四四	六三七、四八二
忠 清	—	—	八六四、八八七
全 羅	一、一五六、四三九	八六、一七一	一、二二一、二七七
慶 尙	一、〇八八、二八七	八三、五三一	一、五八八、六二四
江 原	—	九九四	三二五、八〇四
黃 海	—	—	五六四、七三四
平 安	—	—	一、二八八、三九九
咸 鏡	二九一、五八八	二六、〇一四	六六六、四四九
計	二、七二六、五五三	三七九、二二〇 <sup>(十三年分)</sup>	七、三五六、七八三

四 施 食

主として行旅貧民の爲めに沿道の驛亭又は寺院に食卓を設け、飯、羹、蔬菜、又は粥等を施給するものにして、是又政府の施設に係る、高麗朝に於ては寺院に官穀を下附して僧侶をして之に當らしめ



たり。當時國都開城に於ける開國寺の如き、臨津縣に於ける普通院の如きは、文宗朝以來の常設施食所として、毎年春夏の交又は自五月中旬至七月中旬、或は三月至立秋の間は、毎日食卓を開きて旅客を稿ひ、其の他の寺院此れに倣ふ者多く、當時流離丐乞する者往來群を爲して是れに就食するを例と爲す、若し此の設備なき時は過ぐる處部落に侵入して食物の掠奪行はれ、或は餓死路を蔽ふこと數々ありたり、李朝に入りても賑恤、賑貸を爲す迄の應急措置として數々設粥所を開き、時には王公百官親しく之に臨みて飢民を慰撫せるの例乏からざりしが、用ふることに久しうして時種々の情弊伴ひ、管理監督の困難を訴ふるに至り近代遂に之を廢止せり。

顯宗王(日本萬治十三年、西曆一六七〇年)の時、領議政宋時烈疏を奏して賑政の弊を論じたるもの設粥の實狀を盡せるところあり。参考の爲め掲ぐ。

宋宗嘗謂、賑政莫如得實而早爲、朱子極稱以爲聖人之言、日者、賑政不得其實者、何限、而緩不及事者、又多、試以小官言之則、設粥之際、小邑、則其守令親自檢看故、濫僞或小、而至於大邑之分設於遠外者則、其監色、虛張飢民之數而、準受其米、以肥其腹、所設之粥、粒米甚稀、而又不足則添以新水、其食粥而猶死者、皆坐此也、此則不能得實之害也、又監司守令所請之事、朝廷例皆稽緩其所可否、不以時故、及得可否則、事機已變、無所及矣、此則不能早爲之害也、必須痛懲外方虛僞之弊而、外方所請、朝廷又疾速應副、然後、可以有補矣(尤菴集)

### 五 輕糶及防穀

輕糶は常平倉の穀物を廉賣するものにして、一般糧穀の供給を豊かならしめ、穀價の暴騰を防ぐ爲めに行ふことあり、又一定の貧民又は貧村を調査して特に其の救済の爲めに行ふことありたり。常平倉に關しては備荒の部に詳述せり。

防穀は輕賑に伴ふて起りたるものにして、一面穀物の廉賣を行ふと共に一面買占めを嚴禁し、其の效果の適確を期したり。防穀は地方官に於て臨時に令達を布告し、一定の期間官吏市場に臨みて箇々の賣買に干渉して、多量の買収は之を禁止し、又は米穀商の家宅に臨檢して多量の集積を禁じて速かに之を散賣せしむるの方法を取り、以て各其の地方産米をして貿易により境外に流出し、又は市利壟斷を圖る者の爲め局部に溢滞さるゝの弊害を防止せり、此の方法は常平穀輕糶廢止の後と雖も近世に迄行はれたりしが、隆熙改革後此の事例絶えたり。

### 六 救 荒 方

古來饑饉の時は農民は木實野草の類を採食するの風習あり、往々中毒して病難を惹起するを以て、救荒應に於て之を調査研究して代用食物として適當のものを選び、其の處方を編纂して救荒方として之を頒布し(李朝世宗王親しく救荒撮要を編纂せり)又平素之を混食して糧穀の節約を勸奨したるの事例數々あり。地方に於ては今尙此等代用食物を採食するの風習あり。現今尙救荒方の主なるものを



擧ぐれば左の如し。

- 一 水に煮て汁を搾り棄て米粟類と混合して粥を造るもの。  
蓬、忍冬、藜、牛蒡、黃精、麥門冬、牛耳蔞、枸杞、車前子、藪、桔梗。
- 二 水に晒して粉と爲し粥又は餅を造るもの。  
橡實、葛根、菟絲子、蒼朮、松真皮、松葉、榆真皮、土伏苓。

#### 七 願 納

官穀を以て賑恤を爲し、尙不足の時は地方官は富民より寄附を募集し、此れに應じて私穀を寄納するものは之を願納と稱す。其の五十石以上を願納せる者は、戸曹より以下は道より褒賞して之れを獎勵するを例とせしが、(大典會通)李朝肅宗王(日本延寶五年、西曆一六七七年)の時官穀の缺乏に窮したるの餘り、之が補充策として官穀を賣るの備を作れり。即ち中樞府に定員外特別任用の(科擧に依らざる)同知、僉知の二官を設けて、米五十石を納めたる者には同知、四十石を納めたる者には僉知の官を與へ、辭令帖を交付して地方の素封家をして榮耀を郷黨に誇るの途を開きたり。其の教書に曰く、

凶歲賣爵、既載於朱子救荒條例則、誠是不得已之舉、所賣帖文、一依前曆錄爲之則、仕路混淆之譏亦所難免、追贈一款、既因吏曹參議李萬元疏、許令防塞、而家設實職中僉知、同知、受帖之後、依

正官例、謝恩封贈之故、同知價至於五十石、僉知價至於四十石之多而、除謝恩封職贈則、其價與通政、嘉善無甚異、米價不可以前數仍存、只取加設實職一款、稍加存減、別單添入、而其他帖文、依前定式施行(實錄)

此の濫觴は遂に寄附を強要し、空名帖と稱して無記名の任官辭令書を發賣するに至り、弊害云ふべからざりしが、英祖王(日本安永年間西曆一七〇七年)晩年之を罷め、其の篤志願納者に限り大典に依り褒賞することに止めたり。

#### 第四 保 養

四窮の保護養育は救恤の第一歩として歷代其の事例甚だ多く、或は君主親しく鰥寡孤獨を訪ふて之を惠み、或は官穀を散して老幼を糒ふ等、あらゆる賑恤は常に之より始まりしが李朝に入りては此等の保養は全く官府の義務と爲したり、英宗王經國續典實施以後其の規例稍々革りて、四窮にして自活の路なき者の救済は、(一)先づ以て親族の扶養に依り(二)之れなき者は官府に於て之を留養し(三)尙民間の任意收養を許すことを例とせり、左に詳述す。

#### 一 扶 養

朝鮮は古來親族愛睦の情敦く、艱難相扶養するは親族一般の情義にして、實に相互の義務なり。其の



範圍に付ては、大典に於ては「飢寒丐乞無親族者、老人無扶護者、量給衣料」とあり、族屬扶養に關し別に義務の範圍を定むることなかりしが、後世疏薄となり、光武九年刑法大全に於ては特に親族の範圍を制限せり、同法に依れば親族は經國大典五服の制に基き、喪禮による有服親を本體とし、至近の無服親を加へて親族とせり、從て親族扶養の義務は大體左の範圍に限られたり。

- 一 戸主同居家族
- 二 血族、十寸迄
- 三 準血族、一寸
- 四、配偶者、準配偶者、無寸
- 五、姻族、九寸迄
- 六、姻族の配偶者、三寸迄

刑法 大全 (光武九年合併實施)

第六十二條 親屬と稱するは本宗(血族を謂ふ)及異姓の有服親并袒免親を謂ふ左の如し。

- 一 斬衰、齊衰なり。斬衰三年は父と長子、妻妾が夫及夫の父に、齊衰三年は母及嫡母、繼母と收養父母及慈母に、妻妾が夫の母に、齊衰杖期は嫁母、出母及妻に、齊衰不杖期は祖父母に、齊衰五月は曾祖父母に、齊衰三月は高祖父母を謂ふ、嫡孫が祖父母の承重なるときは子の例に同じ。

二 暮親なり。衆子女と長子の妻と長孫と長曾孫と長玄孫と兄弟と姉妹と叔伯父母と姑と姪、姪女、夫の姪に、妾が夫の妻、子、己子を謂ふ。

三 大功親なり。夫の祖父母と伯叔父母と夫の姪婦と衆子の妻と衆孫と姪婦と從兄弟と從姉妹を謂ふ。

四 小功親なり。長孫妻、長曾孫妻、長玄孫妻、兄弟妻、從祖父母、大姑、從孫、從孫女、從伯叔父母、從姑、從姪、從姪女、再從兄弟、再從姉妹、外祖父母、外叔、姨母、甥姪、甥姪女等及同母異父の兄弟姉妹並夫の姑と夫の兄弟及兄弟の妻、夫の姉妹と夫の從姪及從姪女と夫の從孫、從孫女と夫の長孫妻、長曾孫妻、長玄孫妻を謂ふ。

五 總麻親なり。衆孫妻、衆曾孫、衆玄孫と從兄弟妻、從孫妻、從曾祖父母、從大姑母、從侄妻、從曾孫、從曾孫女、再從祖父母、再從大姑、再從叔父母、再從姑、再從姪、再從姪女、再從孫、再從孫女と三從兄弟姉妹、外叔母、甥姪妻、内外從兄弟姉妹と妻父母、女婿、外孫、外孫妻、姨從兄弟姉妹、庶母、乳母と夫の高曾祖父母、夫の從祖父母、夫の大姑、夫の從伯叔父母、夫の從姑夫の從兄弟及從兄弟妻、夫の從姪婦、夫の再從姪及再從姪女、夫の從孫婦、再從孫、夫の衆孫婦、夫の再從孫女、夫の衆玄孫を謂ふ。

六 無服親なり。本宗の同五世祖袒免親と異姓の外曾祖父母と外再從兄弟姉妹と從姨母の子と外



從姪、姨從妻、內從姨と妻祖父母、妻外祖父母、妻伯叔父母、妻姑、妻兄弟、妻兄弟妻、妻任、妻姉妹と外曾孫と姑夫、姉妹夫を謂ふ。

七 同居繼父が子孫なく己の大功親なき場合に於ては、暮年、子孫及大功親共ある場合に於ては齊衰三月とす。

八 今不同居繼父は齊衰三月とす。

當時右の規定ありたるも、世道既に墜ちて特に族義を尙ふ士族にあらざれば此れを守る者尠かりしを以て、隆熙元年改正刑法草案に於ては、若干其の範圍を縮少し其の遺棄する者を罰するの規定を設けたりしが、實行に至らずして併合と成れり。現今親族扶養の範圍と云ふは大體上述刑法大全規定の舊慣を云ふものとす。

改正刑法草案抄 (隆熙元年)

第七十二條 本法に親屬と稱するは左の如し。

- 一 祖父母、父母、夫妻
- 二 子孫及の其配偶者
- 三 兄弟姉妹及其の配偶者
- 四 兄弟姉妹の子及其配偶者

五 父母の兄弟姉妹及其配偶者

六 父母の兄弟姉妹の子

七 配偶者の祖父母、父母

八 配偶者の兄弟姉妹及其配偶者

九 配偶者の兄弟姉妹の子

十 配偶者の父母の兄弟姉妹

第七十三條 祖父母と稱するは高、曾、祖父母と外祖父母等の總稱、父母と稱するは繼父母、義父母及嫡母等の總稱、子孫と總するは庶子、義子、繼子、曾玄孫、外孫等の總稱、兄弟姉妹と稱するは異父異母の兄弟姉妹の總稱なり。

養子たる者其の養家の親屬に於ける例は實子の場合と同じ。

第二百三十五條 自力に依り生存し能はざる老者、幼者若は病者を遺棄する者は三月以上三年以上以下の有役禁錮に處す。

老、幼、病者の保養の責任を有する者其の必須なる保養を缺くとき亦同じ。

第二百三十六條 資給を受け人の寄託に依りて老、幼、病者を保養し或は非法の所爲に原因したる保養責任を自負せる者、前條の罪を犯したる時は、一年以上四年以下の有役禁錮に處す。



第二百三十七條 老、幼、病者に必須なる保養を缺くに因り疾病死傷を致せしめたる者は、毆打、損傷の各本條に照し重に従ひて之を處斷す。

第二百三十八條 若し父母、祖父母が一家の耻辱を蔽はむが爲め或は養育し能はざるに因り幼者を遺棄したる者は其の罪を原宥し前各條本刑に二等又は三等を減す。

扶養の義務は親等の近き者を先にするを順序とし、其の方法は先づ同居して衣食を共にすること普通にして、雙方の合意を以て別居する時は祭祀衣食の實費を供給するを限度とせり。

### 二 留 養

留養は扶養者なき者を官府に於て收容養育するものにして高麗朝以來は地方官に於て、常時又は隨時衣食を賑給するを例とせしも、後世行乞兒、遺棄兒増加し、其の措置に窮したるを以て、李朝正祖七年(日本安永十三年、西曆一七八四年)字恤典則を制定して、賑恤廳の事業として先づ京城に於ける棄兒の留養を爲さしめ、地方をして之に倣はしめたり、其の典則要領左の如し。

イ 行乞兒は十歳まで、道傍遺棄兒は三歳までを限度とし漢城五部を賑廳に報告し、同廳之を留養すべし、但し行乞兒は荒年麥秋に限る、(行乞能力ある者は荒歉季の外自在に行乞し得べければなり)。

ロ 行乞兒は賑廳外、倉門外の空間の場所、別に土宇を設けて留接の所となし、糧を給す。

ハ 遺棄兒は流丐の女人中乳ある者を選び、一女に兩兒を授けて哺育せしめ、米、醬及菴を給す、丐

女にあらざる者之を授け哺養せむとする者ある時は、一人に一兒を限りて委托し、米、醬及菴を給す。

ニ 行乞兒、遺棄兒を問はず民間之を收養せむとする者ある時は、經國續典に依り處分すべし。

ホ 行乞兒、遺棄兒、及乳女衣服なき者は、發見次第賑廳より之を給し、其の疾病ある者は惠民署より救療すべし。

ヘ 五部にして調査報告を怠り、賑廳郎官にして留養に勤ならざる者は處罰す。

ト 京外に於ては其の面里任より本牧守官に報告し、京城の例に準じて措置すべし。

守令違ふ者は道臣より論罪し、或は御史之を摘發して重きに從つて處罰す。

チ 京外に於ける遺棄兒は七歳までを限り衣食料を官給す。

是れ實に正宗王が慈恤の至意に出でたるものにして、現今孤兒院の制と軒輊なきを認むべく、其の年齢を制限して幼弱者に限り可成里預け又は民間に收養せしめたる等、其の用意の深きを見るべし。

此の典則は後世賑恤廳と共に廢止されたり。

### 三 收 養

收養は民家に於て子女又は奴婢たらしむるの目的を以て、遺棄兒又は貧民を收容養育するものにして遠く高麗の初代に於て寺院により縁起されたり、當時寺院に於て、僧侶は遺棄兒を收養して法父子の關係を結び、法を教へて相續者と爲し、其の他の流亡者は之を收養して、使役として寺院に隸屬



せしむるの慣例あり。漸次濫觴して民家之を爲す者生じ、後世に至りて人身誘拐掠奪の弊を醸したるを以て、李朝に入りては明律を引用するに伴ひ收養は一切官府の事業と爲し、私人の收養は之を禁止せり、當時引用せる明律には左の規定ありたり。

(收養孤老の條)

凡饑寡孤獨及篤疾之人、貧窮無親屬依倚、不能自存、所在官司、應收養、而不收養者、杖六十、若應給衣糧、而官吏剋減者、以監守自盜論。

(立嫡子違法の條) 其乞養異姓義子、以亂宗族者、杖六十、若以子與異姓人爲嗣、罪同、其子歸宗、若庶民之家、扶養奴隸者、杖一百、即放從良。

(收留迷失子女の條) 凡收留人家迷失子女、不送官司、而賣爲奴婢者、杖一百、徒三年、爲妻妾子孫者、杖九十、徒二年半、若得迷失奴婢而賣者、各減良人罪一等、被賣之人不坐、給親完聚。若收留在逃子女、而賣爲奴婢者、杖九十、徒二年半、爲妻妾子孫者、杖八十、徒二年、若得在逃奴婢而賣者各減良人罪一等、其被賣在逃之人、又各減一等、若在逃之罪重者、自從重論、其自收留、爲奴婢妻妾子孫者、罪亦如之、隱藏在家者、並杖八十。

然れ共民間收養の舊慣は全く之を破るを得ず、加之官費給養の結果は益々被收養者の増加を來し、限りある官費は到底悉く之を支辨し能はざるに至りたるを以て、中葉顯宗王以後は、漢城府の遺棄兒に

限り官府の免許の下に民間收養を許し肅宗王以後は、凶歎の歳は臨時救荒の措置として官帖(奴婢又は養子女たり得べき免許狀)を下付して自由に民家に就き活路を求めしめしが、英宗王(日本享保年間、西曆一七八〇年頃)經國續典に於て收養に關する事目を規定せるに依り、民間の收養は一般に之を許されたり。收養事目の要領左の如し。

凶歲に於ける遺棄小兒は人民に收養救活され、子と爲り奴と爲ることを許す。

イ 被收養者は年齢三歳未満の者に限る。

但し連年凶歎の際は八九歳乃至十五歳まで之を許す。

□ 遺棄小兒を收養せむとする者は、小兒の年齢容貌を具し漢城は部、地方は郡に申出づべし、部及郡は小兒の父母ある者は父母、其の他は里任及隣人に就き事情を調査の上立案(免狀)を下付し、賑恤廳に報告すべし。

ハ 收養を爲したる者は、被養者を子女と爲し又は奴婢となすことを得。

奴婢と爲すに付ては、凶歎の程度、收養の久近により、或は一定年間を限り、又は終身若は子孫永代に至るまで之を爲すことを得。(細項は臨時に事目として規定することあるべし)

收養子女は恩義上親子の關係を有する者にして、祀祭を相續する者にあらず。

ニ 收養六十日未滿の者、又は終始一貫せざる者は、前項の權利なきものとす。



未 有効に收養されたる者は、其の素公私の奴婢たる者と雖官主又は舊主は之を奪還することを得ず。  
 へ 收養後三箇月以内に於ては、其の父母親族に限り率還することを許す、但し所養糧穀の二倍を賠償することを要す

ト 永代奴婢たる者に收養されたる者は亦奴婢たるべし、但親奴婢の主家其の所屬を争ひ決せざる者は(何方に收養されたるかの事實判明せざるものを云ふ)良民たるべし。

チ 勢力を挟みて無理に他を收養し、又は之を奪還したる者又は本事目に依らず、私に父母相合意を以て收養を爲したる者は之を罰す。

是れ現今謂ゆる收養子女及び收養奴婢の慣習の根源にして先年賑恤廳廢止と共に此事目は廢止されたりと雖、今尙棄兒迷兒及貧民兒殊に女兒等が、多く民家收養に依り救済さるゝは實に此の慣習によるものとす。

尙又寺院が此等遺棄兒の收養所たる事實は古今同様にして殊に李朝斥佛五百年來は良民の僧侶となる者甚だしく、寺院は此等收養兒により法度を傳へ來りたるは事情不得已ものとす。女子遺棄嚴禁時代に於ても、寺院に於けるものは之を默認されたり、彼の斥佛崇儒の名臣宋浚吉先生が(景宗朝、日本享保、西曆一七二〇年頃)寺院に於ける棄兒を見て、

生離死別孰爲仁

天下元無不是親

荒年不忍同溝壑

爲置慈悲釋氏隣

と詠みて朝野の同情を喚び、寺院棄兒の父母を容宥したるは野乘の傳はるところなりとす。

#### 四 養 老

養老は遠く三國時代より歷代君主の務めて意を用ゐたる所にして、老者を安せしむるは王政の始として之を優遇するは君徳を崇め長老尊敬の風教を作振するの要務たり、其の方法は主として優待の主旨を表するに足るべく臨時恩賜に止め、其の四窮保養の範圍に屬せざる限り官費扶養は之を爲さざりき、即ち政府は直接之を保養せず、君上自ら老老の精神を示し、民をして老者を尊敬し、何人も之を優遇せざるべからざるの風を馴致し、以て老人をして其の餘生を安過せしむるの主意に出たるものにして、西洋に於ける養老恩給制度と趣を異にせり、是れ一に朝鮮が古來倫常を重ずるの禮俗に基くものにして、一面民生をして老後を慮りて各自勉勵し、並子弟をして盡すところあらしむるの精神なりとす養老に關し政府が爲したる處置の歷代の事例を示せば左の如し。

一 國王巡幸の際は一般地方高齢者を召して衣食を賜ひ、又は饗宴を爲す。三國以後の恒例なり。

二 國慶の時は宮庭に於て養老の宴を張る。(高麗朝以後の例)



三者老社を設けて文官正二品以上七十歳以上を以て組織し每春秋に國王宴を共にす。

(李朝國初來の定例)

三六

四 老人百歳以上は年始に米を賜ひ、毎月酒肉を賜ひ、九十歳以上は毎年酒肉及爵(盃類)を賜ひ、八十歳以上は爵を賜ひ、且毎年仲秋に於て宴を賜ひ、地方にある者は地方官をして餉應せしむ。一品以上は杖几を賜ひ、功臣の父母、妻、堂上官の妻にして七十歳以上は毎月酒肉を賜ふ。

(李朝初葉世宗以來の定例)

五 老人職を設け位階を與へて榮稱を享けしむ。(李朝肅宗王以來の定例)

(大典會通老人職の條)年八十歳以上勿論良賤除一階、元有階者又加一階、士族婦女年九十者封爵、士庶人百歳者直超崇政(餘は略す)。

六 死刑又は徒流刑に處せられたる者、家に老病の父母又は祖父母あり他に扶養すべき者なき時は、特に減刑換刑の處分を爲し、家に留りて老親を養はしむるの例あり、明律の規定にして李朝に適用されたり。

(明律犯罪存留養親條)凡犯死罪、非常赦所不原者、而祖父母父母老疾應侍、家無以次成丁者、開具所犯罪名、奏聞、取自上裁、若犯徒流者止杖一百、餘罪收贖、存留養親。

## 第五 醫 療

醫療救済は夙に高麗朝に於て佛教の精神により施設せられたり、靖宗王二年(日本長元九年、西暦一〇三六年)國都に東西二個所の大悲院を設け、醫藥及衣服を備へて貧困者の治療給養を爲し、僧侶をして之に従事せしめたりしが、後廢され別に濟危舖を興して一般救恤と共に施療を爲し、睿宗王の時惠民局に改めて専ら醫藥施療を爲さしめたり。

李朝に入りては太祖元年(日本元中九年、西暦一三九二年)高麗大悲院の制に倣ひ、京城に東西活人署を設けて國都に於ける貧困者の施療を爲さしめ、同六年別に濟生院を設けて、醫方の調査收蒐、醫書の編纂、刊行、藥物の調査、採集及女醫(主として脈及針灸術)の養成を爲さしめ、肅宗王三十五年、(日本享保元年、西暦一七一五年)惠民署を設けて濟生院に代へ、一般民庶の救療を爲さしめしが、李太王十九年(明治十五年)共に廢止され、光武三年廣濟院の設置を見たり。

尙李朝肅宗王の時に於ては、救療機關として月令醫を設置せり、月令醫は特定の開業醫に對し月祿を給して醫療の用命に従はしむること今の公醫の如き者にして、義禁府及典獄署に各一人を置き、囚人の疾病治療を爲さしめ、成均館、四學に各一人を置き、在學儒生の疾病治療に従事せしめ、京城の五部に各一人を置いて一般部民の診療に従事せしめ、貧民に限り藥價を官給するを例とし、京外各州



又之れに倣ふて月令醫を置くことありしが、尋で醫學を科擧の一科に加へてより醫術の研修隆盛となり、一般醫業各州郡に普及するに至り、地方の月令醫は漸次廢止されたり。

## 第六 顧 助

顧助は宗親、士族の婚葬の費を國庫より扶助するものにして、李朝初葉以來の制なり。李朝國初に於ては、麗朝佛教の影響を受け女子を出嫁せしめざるの風習あり、世宗王の時是を督勵する方法として三十歳以上の女子を出嫁せしめざる者は其の家長を處罰すると共に、貧乏士族にして嫁資なき者は國庫より之を扶助するの法を設け(經國大典)ありしが、中葉以後は婚嫁を早くするの風を馴致するに至り、後世廢止されたり。

又正宗王の時は宗親優遇の方法として、特に貧乏にして婚姻の時期を過し、又は喪葬を營むこと能はざる者は、毎年之を調査して、其の費用を官給して婚喪の禮を修むるに遺憾なからしめたり。

古來朝鮮は禮節を重むじ婚喪は人生の大事たり、婚喪費の顧助は實に此の趣旨に出でたるものにして民間に於ても之を相扶助するの習俗となり、普通に契を造りて之を行ふものとす、今日各部落多數の婚喪契、喪布契、扶助契等は、此の互助の爲めに存在するものなりとす。

## 第七 隣 堡

隣堡相救は村落に於ける最も卑近なる救済にして、部落と共に發達せり、由來朝鮮の部落は家族の擴大したるものにして、古代に於ては隣人は概ね同族にして、一部落に於て祖先を同じうせる者、其の祖先の開きたる土地を耕して共同生活を營むに當り、一族同姓相結束し、艱難相救助するは人生の至情にして又自然の要求たり、古代三韓の開國は實に此の觀念に基きしものとす、爾來文物の發達と各種族の變遷とに連れ部落は異姓混居することとなり、同族的愛情は漸次薄らぎたるも、一面部落的共同生活の要求は益々切實となり、こゝに「隣人四寸」の觀念生じたり、即ち隣人は從兄弟の如く相友愛救助すべきものなりと云ふものにして、現今慣習上の隣堡相救は實に茲に發端せり、是れ歐米に於ける所謂隣堡事業と性質を異にせるところとす。

隣堡の救済は右の如く、族誼を基礎とせる隣人相愛の精神に基き慣習として行はるゝものにして、別に組織制度の存するなかりしが、李朝宣祖王の時(日本文祿年間、西曆一六〇〇年頃)栗谷により制定されたる郷約に於て具體的の規定を見たり。

郷約古也、同井之人、守望相助、疾病相救、出入相扶(中略)世衰道微、政荒民散、教替於上、俗敗於下、吁可悲哉、導迪之方、莫如申明郷約(栗谷全書)

郷約 災難相恤の條

患難相恤之事



## 一曰水火

近者遣人、及時救之、甚則親往、多率人救、且吊之、家舍燒盡、則衆議、寄蓋草材木、出役丁、往助構屋之役、若因以絕糧、則衆議、以財濟之。

## 二曰盜賊

近者同力追捕、有力者爲之告官司、其家貧、則爲之助出募債、若衣糧無餘則衆議以財濟之。

## 三曰疾病

小則遣人問之、甚則爲訪醫藥、貧則助其養疾之費、若闔家病臥、則隣里出力、耕耘以助。

## 四曰死喪

闕人、則助其幹辦、乏財、則賻贈借貸。

## 五曰孤弱

孤幼無依者、若能自贖、則擇其親屬之忠幹者爲之區處、其稽出納、或問于官司、以濟之、或擇人教之、及爲求婚媾、貧者、協力濟之、無令失所、若有侵欺之者、衆人力爲辨理、若稍長、而放逸不檢、亦防察約束之、無令陷於不義。

## 六曰誣枉

有爲人誣枉過惡、不能自伸者、勢可以聞於官府、則爲言之、有方略可以救解、則爲解之、或其家

因以失所者、衆共以財濟之。

## 七曰貧乏

有安貧守分、而生計大不足者、衆以財濟之、或爲之假貸置產、以歲月償之。

右患難相恤之事、凡有當救恤者、其家告于約正、隱則約中之近者、爲之告約正、令直月徧告、且爲之糾集而程督之、凡同約者、財物器用車馬人僕、皆有無相假、若不急之用及有所妨者、則不必借、可借而不借及踰期不還及損壞財物者、論以犯約之過、書于籍、有能行之者、亦書其善於籍、以告鄉人。

此れ粟谷が古來の習俗に稽へて制定したるものにして、郷約は嚴格に實行さるゝに至らざりしと雖、此の種隣堡相救は今尙地方の美風として存在せるところ多し。



昭和二年七月三十一日印刷  
昭和二年八月一日發行

朝鮮總督府

京城府觀水洞百三十五番地

印刷所 大和商會印刷所



20K98











